埼玉学園大学・川口短期大学　機関リポジトリ

Chinese Reformation of Financial System under the Socialism：on Funding Problem

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 薛, 俊 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/224

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

社会主義システムの中での中国の金融改革―資金調達問題を中心に

Chinese Reformation of Financial System under the Socialism：on Funding Problem

埼玉学園大学大学院経営学研究科　13DB0002 薛　　俊

XUE,Jun

目　次

序　言

第1章　　中国の金融制度と中国人民銀行

　第１節　中国建国期における社会主義思想と中央銀行

　第２節　社会主義建設期の金融制度の形成

　第３節　改革開放以前の金融改革

　第４節　改革開放下の金融制度

　第５節　中国金融システムの課題

　第6節　中国の金融制度と中央銀行に関する主要な改革

第2章　　金融改革における資金調達問題

　第１節　中国金融改革の原点－資源配分は行政の課題

　第２節　改革開放による金融資産と金融企業の変化

　第３節　国民所得分配方式の変化による金融資産の多様化

　第４節　中国金融資産配分の漸進的改革

　第５節　中国における金融改革の中核としての資金調達問題

第3章　　金融の自由化におけるシャドーバンキングの意義

　第１節　中国におけるシャドーバンキング成立の背景

　第２節　中国におけるシャドーバンキングの特徴と合理性

　第３節　シャドーバンキングのリスク問題

結　語

参考文献

序　言

中国は金融改革を社会主義のシステムの中で行っている。本論文は、その特徴を資金調達問題を中心に論じたものである。

社会主義的な国家体制の下での市場経済化は、ソビエト連邦におけるレーニンのいわゆる NEP（New Economic Policy1921－1928）や旧ユーゴスラビアのチトー (Josip Broz Tito,1892－1980)の市場社会主義の経験がある。これらの経験は、社会主義からの一時的な離脱か部分的な修正として理解されてきたが、今、中国で行われているのは、政治体制を社会主義のまま維持し、経済システムは資本主義にするという試みである。

これは社会主義の理念としても、政治的な理念としても初めての試みと言える。この改革を中国は漸進主義によって行っている。漸進主義は社会主義市場経済への移行の大きな特徴である。ソ連邦と東欧社会主義の崩壊と天安門事件からの教訓と言える。

1917 年のロシア革命が資本主義と地球儀を 2 分するほどの社会主義の勢力圏を形成するということ自体も歴史上は予想しえなかったことであったが、70 年後の東欧社会主義の崩壊もまた、世界史を飾る重大事件であった。漸進的な改革は、ここから得られる最大の教訓であった。

中国の市場経済化は、中国の国家建設の数少ない選択肢の一つであった。抗日戦線と国共内戦からの国民経済の復興を中国は、大躍進(1958－1961)と文化大革命(1966－1976)によって行おうとしたが、社会主義の理念に基づく改革は、大きな社会的な混乱を招き、経済を低迷させた。

社会主義か資本主義かという 20 世紀の政治経済システムの選択肢の中で、社会主義的な改革の失敗の後に残るものは、経済の市場経済化しかなかったといえる。社会主義の下での市場経済化は、従来は部分的な市場経済の導入や小生産者の復活、労働者の自主管理型の会社経営などを意味していたが、中国が行っている改革は、資本家と賃労働者の広汎な復活による改革であり、資本主義そのものの経済システムの構築である。

資本主義の建設を、共産党が支配する社会主義政権が行うところに中国の大きな特徴がある。市場経済の理念は、本来は自由主義であり、自由の意味は国家が経済に関与しないことにある。アダム・スミスの「見えざる手」に対する信頼が、市場経済を支えている。中国はこれを国家の「見える手」によって作ろうとしているのである。ここに中国の経済改革の特徴が表れている。

それは市場経済化のプロセスにおいて、社会主義的な管理が浸透しているということで

ある。野放しの市場経済ではなく、管理された市場経済であると言う点である。中国の市場経済化の最終的な姿は現状では分かりにくいが、改革のプロセスに関しては市場の自発性による市場経済の発展ではなく、国家が市場経済を制御しつつ行われている市場経済化である。中国の漸進主義的な市場経済化の現実的な意味は、国家が市場経済を制御しつつ行われている経済改革である点に求められる。

本稿は、社会主義政権が行う資本主義経済の確立として特徴づけられる現代中国の経済改革を、金融制度の改革に絞って考察するものであるが、その中でも問題関心の中心は資金調達問題にある。

中国の金融改革の中心的な役割は、中国人民銀行が担っている。中国人民銀行は資本主義国の人民銀行とは異なり、政府から独立した機関ではなく、政府の銀行、国家の銀行である。政府の機関として人民銀行が金融政策を担っている点が、他の国と比較した場合の中国の金融制度の最大の特徴となっている。また、社会主義的な市場経済化の特徴もまた、中国の金融改革と中国人民銀行の歴史を見ることで明らかになる。このため、本稿では、「第 1 章 中国の金融制度と中国人民銀行」において、中国金融制度と人民銀行の歴史を振り返ることにする。

本稿が中国の資金調達問題を重視するのは、金融改革の中で最も困難な問題が生じている分野の一つだからである。すなわち、社会主義国家建設の歴史と改革開放路線以降の金融制度の整備の経緯から見て、政治が主導する経済建設、とりわけ高度に発達した現代の金融システムを国家主導で形成することの困難さが資金調達問題に端的に表れているからである。

この問題は「第 2 章 金融改革における資金調達問題」で扱うが、結論を先取りすれば、具体的には以下の点である。

第 1 に、中国においては金利の自由化が十分ではなく、銀行は国際的に見ても高い利潤率を得ている。第 2 に、銀行のリスク選好が過度に低下し、企業の担保設定の際に他の企業からの担保も要求するなど、システム全体のリスクが高まる傾向をもたらしたり、民間企業が銀行以外からのコストの高い資金調達を強いられるなどの傾向を生んだ。第 3 に、不動産と地方政府の地方融資平台（中国の地方政府が傘下に置く投資会社。地方政府融資プラットフォーム。以下プラットフォームと略記）に銀行資金が集中し、社会全体の資金コストを押し上げている。第 4 に、政府の与信管理と預金貸出管理指標の設定によって、

商業銀行は利益を最大化するため、必然的にシャドーバンキング業務における様々な抜け道を利用することとなった。小零細企業は担保条件も厳しく、唯一の融資方法が、シャドーバンキングから資金を得ることであった。結果的に企業の資金調達コストを押し上げることになる。第5に、対称性がない金融自由化である。貸付金利の自由化はかなり進んだが、預金金利は規制の対象になっている。貸付資金需要が多くなると、銀行間の預金の奪い合いが展開する。ハイリターンの金融商品の販売で、銀行の預金金利が事実上の自由化を実施している。それによって、資金のコストを押し上げる。第6に、本来は貸付資金の需要は､業務資本の限界効率に依存している｡コストが企業の限界効率を超えた場合には、企業は借りない。しかし、中国の現状では、プラットフォームはほとんど地方政府事業のため、利益を最大化するようにされていない。資本コストは企業の限界効率を超えているにもかかわらず、貸付資金のための企業の需要は依然として減少しない。第7に、実体経済の金融化である。企業は貸付資金を生産に投入し、これが生産と消費の循環をもたらして実態経済を発展させる。しかし､今の中国では､企業は実際には生産に投入するよりも、資産の価値を増やすために、金融資産を購入している。資産価格が急騰し、資産バブルの要因にもなっている。

この資金調達問題で注目を集めているのが、中国の「影子銀行」、いわゆる「シャドーバンキング」問題である。シャドーバンキングは、先進資本主義国では、バブル経済の末期に積極的に活用され、通常の規制の枠外に金融システムであることが、監督機関の目が届かないところで様々な問題を生じさせ、バブルの崩壊を招く要因の一つになったと受け止められている。

先進各国の中国の影子銀行（以下､「シャドーバンキング」と表記する）を見る目も、バブル経済の経験を投影したものになっている。しかし、中国のシャドーバンキングは、リスクの高い金融である反面、中国の金融改革において生じてきた資金調達問題を解決する現実的な手段の一つでもある。それは、必ずしも政府にとって困った存在と言うばかりではなく、金融の自由化の先取りした面も持ち合わせている。政府とシャドーバンキングの関係は、緊張関係ばかりではないということである。

「第 3 章 金融の自由化におけるシャドーバンキングの意義」では、中国のシャドーバンキング成立の背景、役割、リスクとの関係を明らかにし、この考察を踏まえて、中国金融システムの解明を模索する。その概要は以下のとおりである。

中国政府のシャドーバンキング定義の中には､「正規の銀行システム」以外、という定義

が含まれており、銀行であってもシャドーバンキングを担うことができる。またシャドーバンキングの信用仲介機能におけるリスクが明記されている。

シャドーバンキングの背景としては 2008 年にリーマンショックの対策として実施された 4 兆元の景気刺激策である。これによって中国は、インフラ整備や都市開発が加速し、不動産会社、地方投資プラットフォーム、鉄鋼会社など、過剰投資を引き起こした。その後、政府は準備率の引き上げなどを通じて金融引き締めに転じた。これによって、資金の需給ギャップが拡大した。このギャップを埋める新たな資金調達手段として活用されたのが、規制の緩いオフバランスの取引であるシャドーバンキングと言うことになる。

中国においてシャドーバンキングが拡大した要因は、第 1 にリーマンショック後の世界的な金融危機に対応するための巨額の景気刺激策と、これにもとづくバブルの発生とバブルを収束させるための金融引締め政策、という政策的なものであると言える。第 2 に、金融引締め政策にもかかわらず旺盛な資金需要があり、資金の需給ギャップが生じていたことがあげられる。そして、第 3 にこうした資金の需給ギャップには制度的な原因、すなわち金融改革の立ち遅れや金利の市場化の遅れであり、具体的には預金金利の上限規制、法定預金準備率の規制と預金貸出比率の規制であったことである。そして、第 4 に、貸出需要の過剰な状態は、銀行が国有企業や政府関連機関に貸し出しを行い、中小企業への貸し出しを避ける事態を生んでいたこと、である。

中国シャドーバンキングの特徴は、本質的に商業銀行によって支配されていることである。先進国のような複雑な証券化商品および関連製品はないと言える。またレバレッジ比率も低い。そして先進国のようなホールセールではなく小売チャネルを通じて製品を住民や販売する企業に融資する。購入するのは主にリテール顧客である。

中国のシャドーバンキングが銀行の非正規的な活動という特徴を持ちつつも、中国の金融システムに対する攪乱要因として存在するのではなく、中国の金融改革の中での一種の金融イノベーションであり、金利の市場化という金融改革の方向性に沿っており、中国政府の目まぐるしい政策変更を緩和する機能があったと言える。

中国の金融改革は、中国政府の指導の下、政府銀行である中国人民銀行を中心に進行している。中国経済の現状は、バブルとその崩壊現象の問題だけではなく、その背後に財政問題や実体経済の様々な問題も抱えている。金融制度の問題は、一面では実体経済の問題の反映でもある。

しかし、中国の金融改革は経済改革の最終局面とも言える大きな問題である。なにより

も金融システムは資本主義経済のもっとも複雑で高度な経済システムであり、これを社会主義政権の下で行うことの困難さである。資金調達問題は、その困難を象徴する問題と言える。

第1章　中国の金融制度と中国人民銀行

はじめに、本稿の背景となる中国の金融制度と中国人民銀行の役割の変遷について考察する※。本稿の主題は、第2章と第3章で論じる中国の市場経済化の下での資金調達問題にあるが、この問題は、中国の社会主義建設の歴史と深く関わっている。

そこで第1章では、資金調達問題を理解するための予備的考察として、人民銀行を中心とした金融システムの歴史を概観する。

第１節　中国建国期における社会主義思想と中央銀行

中国人民銀行の設立は、1948年12月である。革命の拠点にあった華北銀行（1948年4月設立、河北省石家荘）を中心に、北海銀行（1938年8月設立、山東省済南）、西北農民銀行(1940年5月設立、剣呑省延安)を合併して作られたものである。

中華人民共和国の建国宣言は1949年10月1日であり、これと同時に人民銀行は中央銀行となる。人民銀行は、共産党の支配地域の銀行として設立され、その後に政府の銀行となったのである。

中国は、抗日戦線と国共内戦の中で、長い間悪性インフレに苦しんできた。経済の混乱によって物価は数百万倍になったと言われている。市場が崩壊し、通貨システムも機能しなくなっていたのである。インフレとの闘いが人民銀行設立時の最大の課題であり、現在まで続く課題である。

中央銀行としての中国人民銀行は、政務院の下にある経済財政委員会の指導に置かれるものとして設置された。政務院は、現在の国務院と同様、国家行政の中枢を担う機関である。人民銀行がこの直属の機関である以上、それは基本的に行政から独立した機関ではない。国の行政組織のひとつであり、その地位も他の先進国に比べて低いのである。この点は中国人民銀行の大きな特徴である。

社会主義と銀行との関係は、思想的な面でも複雑である。金融の役割は、余剰な資金の保有者が資金の不足した企業に資金を融通する際の仲介機能にあり、このことによって、経済活動が活性化する。マルクスの『資本論』が説いているように、資本主義の発展にとっては欠かすことのできないシステムである。

※ 本章の考察においては、主に以下の文献を参照した。

謝平『中国金融制度的選択』、上海遠東出版社、1996年。
戴相龍主編『中国人民銀行五十年』、中国金融出版社、1998年。
張秋華『中国の金融システム』、日本経済新聞社、2012年。
清遠随「1950-1990年代の中国金融」、法政大学比較経済研究所『近現代アジア比較数量経済分析;3』、2000年9月。
孫瑩「新旧中国の銀行制度の変遷から見た貸出審査体制の脆弱性」名城大学『名城論叢』第9巻第4号、2009年3月。
金融制度研究会『中国の金融制度』日本評論新社、1960年。

しかし、資本主義が発展して帝国主義の段階に至ると強大な設備を必要とする重化学工業が発展する。これに伴って膨大な資金が必要となり、資金は、株式によって集められるようになる。株式会社の発達は、銀行と大企業との結びつきを強くする。

第１次世界大戦は、帝国主義国家どうしの戦争、つまり帝国主義戦争であり、帝国主義の経済的な基礎は、独占資本と金融資本の癒着として理解されていた。レーニンの主導したロシア革命は第１次世界大戦中に起き（1917 年）、それは帝国主義に対する社会主義の革命として捉えられていた。つまり、銀行は金融資本であり、経済にとって必要なものであっても、社会主義革命の主要な「敵」である帝国主義の中心軸の一つだったのである。

この点から人民銀行の自立性は、社会主義にとっては好ましいものではなかった。人民銀行の地位の低さは、社会主義思想の影響を受けており、これは現在でも続いていると考えられる。

社会主義国家建設期における人民銀行の役割は、国家の行政機関として建国を補助することである。ソ連型の社会主義の基本は、資本主義の市場経済に対して中央集権型の計画経済を建設することにあった。

こうした役割を担うために、建国以前の多様化した金融システムを、人民銀行の下に統一する。後述するが、単一銀行（モノバンク）制度である。これが社会主義の設立期における中国人民銀行のもうひとつの特徴である。

人民銀行設立以前には、中国には市中銀行も外国の銀行も活動していた。しかし、中国人民銀行の設立に合わせて、外国の銀行は活動を停止され、市中銀行は人民銀行に移管された。単一の銀行となった中国人民銀行は、各地に支店網を巡らし、このネットワークによって、営業を行った。

モノバンク制度は、ソ連も採用した制度であり、マルクスが『共産党宣言』のスローガンの一つとして信用制度の公有化を上げたことと合致していた。社会主義経済の基本的なイメージは計画経済にあり、過渡期の計画経済を執行する機関として、モノバンク制度が有効と考えられていたのである。

モノバンクとしての人民銀行は、中央銀行として人民元の発行を集中的に担う機関となった。銀行券は、もともとは各銀行が手形割引業務を行う際に発行したものであり、銀行の取引の及ぶ範囲で限定的に流通していた。国民党政権時代には、人民銀行、交通銀行、中央銀行、中国農民銀行が法貨を発行することのできる銀行であった。共産党政権は、この任務を人民銀行に一元化したのである。外貨の流通も禁止された。

各銀行に与えられていた通貨発行権は、欧米でも日本でもいずれ

は中央銀行に集中される。中央銀行による発券の集中は、多くの資本主義国に一般的に見られることである。社会主義である中国にとっても、貨幣を必要とする経済システムである限りは、中央銀行による発券の集中が効率的な貨幣発行システムである。

しかし、当時中国の目指した国家目標は、いうまでもなくマルクス主義に基づく社会主義経済システムの建設であった。マルクス主義の理念では、市場メカニズムを媒介とした資本家階級による労働者からの搾取をなくさなければならない。資本家による労働者からの搾取と市場経済とは必ずしも同じことではないが、しかし、市場経済がなくなれば搾取がなくなる、と考えられていた。これは文化大革命の時も同じである。当時の社会主義思想では、市場経済と資本家と労働者の階級関係は一体のものとして考えられていた。

共産主義を実現させるためには、市場での交換を前提にした「商品」ないし「貨幣」の存在を将来的には人間社会から追放しなければならないと考えられていた。社会主義は、このような理想社会への前段階であるとされている。モノバンクとしての人民銀行による発券の集中は、貨幣システムの効率化ではあるが、貨幣そのものは、計画経済の発展によって、将来的には消えるべき存在と見られていたのである。

むろん、社会主義政権が誕生してから現在に至るまで、中国経済の現実はこうした社会主義の姿にはほど遠い。しかし、社会主義の現実と社会主義の理念を整合させる理論作りは必要であった。

中国の複雑な政治闘争を背景とした「理論作り」ないしマルクス主義に対する「再解釈」の仕方は、しばしば各経済部門の機構のあり方や政府による統制内容に決定的な影響を及ぼした。中国の改革開放以前の経済システムをとらえる際、文化大革命に象徴されるようなイデオロギー面の背景を理解する必要がある。思想としての社会主義とこれをめぐる権力闘争が、中国の金融システムの改変に大きな影響を及ぼしていることを看過することはできない。

第２節　社会主義建設期の金融制度の形成

１．貨幣の統一

国民党時代には、大量の貨幣の発行により悪性インフレが引き起こされていた。

国民党政府は、銀本位制を廃止し(1935)、法幣制度を導入した。しかし、1937年に中日戦争が始まり、さらにその後、国共内戦が続いた。拡大する戦費が財政を圧迫し、「法幣」が大量に発行された。発行額は、戦争開始直前の1937年6月の14億元、これが1948年8月には660兆元まで増えた。物価の上昇は、数百万倍と言われている。

インフレ抑制のために、通貨制度が改革された。

第1に、新政府は「金元券」制度を導入した(1948)。そして、「金元券」＝300万元「法幣」で法幣を回収し、同時に物価を8月19日の水準に固定し、民間保有の金銀および外幣を9月30日までに金元券に交換する仕組を作った。

そして、共産党政権は、国民党時代の貨幣の流通を禁止し、人民幣（人民元）を唯一の法定貨幣とし(1947)、中国人民銀行を唯一の貨幣発行機関となった。

発行準備は金（ゴールド）ではなく国家が保有する物資とすることを決めた。物資を担保に通貨を発行するという制度は奇妙な制度であるが、国家財政の破たん状態とインフレの最中のやむを得ざる制度であった。

また、金を担保としないことは、異例ではない。国際金本位制（第1次世界大戦後の再建金本位制）は、1929年の恐慌以降崩壊し、第2次世界大戦後の国際通貨システムは、金とドルとの国際通貨制度となった。

その内実は、アメリカ以外の各国がアメリカ・ドルと固定為替相場制でリンクし、アメリカは国内法に基づいて、各国の通貨当局が金との兌換を求めた場合、1トロイオンス(約30グラム)＝35ドルで兌換に応じる制度である。アメリカの大量の金保有に国際社会が依存した国際システムであった。

中国の人民元はその後改訂を経て、現在の人民元は5代目である。

第2に、地方の銀行が発行していた貨幣を回収し、人民元に切り替えた。

第3に、個人は金と銀としては保有できたが、貨幣としての金銀の流通は禁じられた。

第4に、外国貨幣の中国国内の流通を禁じた。

ハイパーインフレーションの抑制は、人民元の価値の安定を意味する。しかし、政策手段は限られていた。経済が混乱し、大きな財政赤字を抱える中での増税や財政支出の増大は困難であった。

このため、1950年1月に「人民勝利折実公債」を発行した。これは物価連動型国債で、実物ベースで価値を算定した国債であった。

以上のように、建国初期には、人民元は唯一の貨幣となり、その価値を国家が強力に保証することで、インフレが比較的短時期に抑えられた。

２．社会主義革命直後の金融機関の再編

社会主義革命前の国民党時代以前の中国においては、4つの官僚銀行が存在していた。中央銀行、中国銀行、中国農民銀行、交通銀

行である。預金量では全体の90%前後を占めていた。

革命政権は、金融機関に対しては慎重な姿勢を示していた。社会主義は、一般的な意味での国家の転覆とは異なる。人民による民主主義の実現である。資本主義から社会主義の過渡期に行われるプロレタリアート独裁という政治形態も、一般的な意味では民主主義に対する制約ではあるが、労働者や農民という多数の支配という意味では、民主主義の前進と考えられていた。プロレタリアート独裁の後には、政治的にも経済的にも人間の平等が保証される社会主義と共産主義が予定されていた。

したがって、金融部門に対する当時の社会主義政権の対応は複雑である。帝国主義の担い手は、株式会社のシステムにおける重化学工業と金融資本の癒着にあった。レーニン以来の社会主義の共通認識である。しかし、同時に資本主義の最高の発展段階をもたらしたのも金融資本の力であった。金融に対する社会主義政権の対応は、この後大きく揺れ動く。いわば手探りの状態であった。

社会主義政権誕生後、まず国家によるこれらの銀行に対する没収・接収が行われた。ただし、中国銀行、交通銀行にあった民族資本の部分に対して、民主革命の理念に従い、没収は行われなかった。民族資本は、社会主義政権の許容範囲とみなされていた。

中国銀行の場合は、人民政府による接収後も、業務は従来通り続けられた。接収に際しては、非流通株である官株を没収し、流通株である私株は没収されなかったため、中国銀行は国有銀行ではなく、公私合営銀行となった。とはいえ、幹部の人事は、政府関係者が掌握し、また、業務は為替業務の専門銀行とされた。本店は上海から北京へ移され(1949)、中国人民銀行の下での制限の範囲で外国為替業務を担当することとなった。中国銀行は、為替業務を担当する銀行ではあるが、人民銀行の統制下におかれたといえる。

交通銀行に対しても同様の処置がとられた。すなわち、非流通株（官株）が没収され、流通株（私株）が民間の所有となった。取締役会などの幹部職員は政府関係者に占められたが、職員は解雇されなかった。

交通銀行の業務は、建設投資業務の監督と公私合営企業への投資の管理となった。交通銀行の本店も、上海から北京へ移された。しかし、中国人民建設銀行の設立（1954）によって、建設投資業務の監督は、交通銀行から建設銀行に移された。交通銀行は、公私合営企業への長期信用業務の処理のみを扱うこととなった。

また、非流通株の没収による公私合営企業への編成と政府による管理という同様の措置が取られたのが、新華信託貯蓄銀行、中国実業銀行、四明商業貯蓄銀行、中国通商銀行などである。社会主義政権の敵対勢力として位置づけられたのが、地主などの旧勢力や外国

資本とのつながりの強い、いわゆる官僚資本である。

大規模官僚資本は、すべて国家によって没収され国有化された。

中国農民銀行、中央合作金庫、郵政貯金局、中央信託局などは、接収後業務を停止させられ、中国人民銀行に編入された。

他方、外国銀行に対しては、即座に営業停止は行わなかったが、法と規制による管理を強化し、締め付けを強めた。このことによって、外国の金融資本が社会主義政権下の中国で営業を続ける魅力はなくなり、中国から撤退することを余儀なくされた。

人民政府は、国民党時代の中央銀行や地方銀行の官僚資本による金融機関を没収したが、銭荘などの伝統的金融機関や中小の金融機関は、政府の管理の下、公私合営としての営業が認められた

社会主義建設の最初の課題は、商工業よりも金融業に置かれた。金融は、思想的な経緯からしても、社会主義経済における位置づけの難しさからしても最重要課題であった。

その経緯は錯綜していたが、私営銀行を5つの総管理機構に統合し、最終的には、1952 年11 月、中国人民銀行の勧告により５つの総管理機構を合併し、12 月に中国人民銀行の指導と監督を受ける単一の公私合営銀行連合管理機構を設立した。これにより、私営金融機関は消滅した。中国の銀行システムは、国家銀行と公私合営銀行の２つに統合された。

中央集権化と計画経済は、当時の社会主義の基本政策であった。この点からすれば、金融機関の統合と国家管理は、社会主義建設そのものと言えた。

金融機関以外の商工業の社会主義化も、計画経済と中央集権化を基本として行われる。「大躍進」や「文化大革命」もまた、こうした社会主義建設の路線の中で行われていった。

中国金融システムの柱をなす中国人民銀行は、中国の最高行政府である国務院の一機関であり、国務院からの独立性はない。現在でも同様である。

３．建国による新中国の金融システムの特徴

ここでは、建国後の新中国の金融システムの骨格を成す主要な金融機関の概要と特徴について説明したい。

何よりも、個々の銀行について説明する前に確認しておく必要があることは、新中国は社会主義国であり、国家計画により運営される国であるということである。したがって、銀行の性格も、国家の計画に従って国有企業やプロジェクトに資金を配分するための仲介機関に変容する。それは、形式的に貸付という形をとったとしても同様である。もはや、銀行が自らの責任で貸出審査を遂行し、与信を実施するシステムではないのである。

中国人民銀行は、中国金融システムの中核として、唯一の通貨発行権を持つ銀行であり、かつ革命後の改革を通して基本的には唯一の商業銀行として確立した。銀行は中国人民銀行だけという単一銀行制度、モノバンク制度である。

1952 年末の時点で、中国人民銀行の分店・支店の数は 1 万1089、全国の金融業全体に占める比率は、店舗数で97%、保有資金及び貸出金額で約99%であった。

なお、付言すれば、国務院の「国家機関の現金管理規定」(1950)により、中国の国営会社や国家機関、軍隊などは、一定額以上の現金は、中国人民銀行に預けることが義務付けられていた。中国人民銀行は、中国の現金管理の政策を担っていたのである。

関連条文は以下のとおりである。

・「一切の軍隊・政府機関と公営企業の現金は若干の短期使用のものを除き、一律に国家銀行に預け入れ、個人に対して融資する事を禁じ、民間の銀行、銭荘に預け入れることはできない。」(「財政経済の統一工作に関する決定」の第8 条)

・「中国人民銀行を現金の執行機関に指定し、一切の公営企業、機関、部隊および合作社などの所有する現金および手形は手許に保留を許される規定の額を除く以外は、中国人民銀行の預金弁法にしたがって必ず所在地の中国人民銀行あるいはその依託機関に預金することとし、民営の銀行、銭荘に預けることを得ない。」(「国家機関の現金管理に関する決定」)

・「各部隊、機関、国営企業、団体、合作社間の、同一地域間及び国際間の一切の取引は、全部中国人民銀行の振替決済によらなければならない。」(「貨幣管理施行法」第 4 条)

これによって、中国人民銀行の貸付能力は向上し、短期信用を集中することとなった。企業間信用や貸借は禁止されていた。

中国人民建設銀行は、国営銀行として設立された(1954)。財政部に直属し、その任務は「国家予算が基本建設のため支出する資金を預かり、又各種国営企業・国家機関が独自で蓄積した基本建設資金を集中して、国家の承認した計画・予算・監督のもとに支出する」ことである。

交通銀行の設立は早く、1908 年である。国民党政府時代の発券銀行であり、先述のとおり、革命後公私合営銀行となった。同行は、国家予算で行われる建設計画に資金交付を行っていたが、中国人民建設銀行の設立(1954)に伴い、建設計画への資金供与の業務は、人民建設銀行に移り、交通銀行の任務は公私合営企業への長期信用業務の処理となった。

中国銀行は1911年に創立され、国民党政府時代には、交通銀行と同様、発券銀行であった。革命後、先に述べたように、公私合営銀

行に改組され、外国為替専門銀行として業務展開している。また、農業分野を担当する金融機関も、さまざまな試行錯誤を経て、中国農業銀行が作られた(1955)が、人民銀行に合併された(1957)。

なお、新中国における国営銀行と利子に対する考え方は次のようである。

「国家銀行に集中された資金は、貸付資本でなく、国家の予算資金であり……（中略）……。国家銀行は、貸付資本のブローカーではなく、国家が計画的に資金を分配するための機関である。銀行が受取る利子についていえば、それは借り入れ資金を暫時使用することに対して企業が支払う純収入の一部分である。銀行が支払う利子についていえば、それは遊休資金を銀行に預け入れてくれた企業に対する一種の報酬である。一般貯金に対する利子は一種の物質的奨励である」。(金融制度研究会『中国の金融制度』日本評論新社、1960、265頁）

国営銀行は、貸付資本のような金融ブローカーではなく、あくまでも、国家の経済運営に従って、資金配分を担う機関として位置づけられていた。このため、市場によって利子が決まるシステムは機能しない。

実際には、当時はインフレがひどく、貸付金利が月利69%に達していた。利子に対する規制は、インフレに対する対策として大きな意味を持っていたのである。その後、人民銀行は引き下げに成功し、1959 年 1 月には、月利0.6%となった。預金金利は、1年以上の定期預金（一般預金）で月利0.4%となっている。

第3節　改革開放以前の金融改革

1. 中国における社会主義建設の課題

マルクスの唯物史観の説くところでは、社会主義革命は、発展した資本主義国で生じる。唯物史観では、生産力と生産関係の矛盾によって革命が発生し、新しい経済システムへと発展する。この理解からすれば、十分に生産力の発展した資本主義国において社会主義革命が起こることになる。

しかし、現実の社会主義革命は、唯物史観の説く歴史観とは異なったものであった。政治的混乱の起きたところに革命が発生した。

1917年のロシア革命も、資本主義の後発国であるロシアで起きたものである。ロシア革命は、第1次世界大戦で帝政ロシアが疲弊する政治的な混乱の中で行われた。戦争を内乱へ、というのがレーニンの革命戦略であった。

中国革命も同様である。中国革命は、抗日戦争と国民党との内戦という長期にわたる戦乱の中で生まれた。国民経済が荒廃する中での革命であった。成熟した資本主義国の革命ではない。

第2次世界大戦後は、アメリカとソビエト連邦を軸とする東西の冷戦構造が定着する。1950年6月には朝鮮戦争も勃発し、中国は、志願兵の形ではあるが、膨大な数の兵員をこの戦争に動員する。

アメリカの中国封じ込め政策、さらには社会主義国どうしの深刻な中ソ対立も生じた。中ソの軍事的な対立が国境紛争をもたらす事態ともなった。　中国の社会主義革命と革命に続の社会主義建設は、国内の政治的経済的な混乱と深刻な国際的政治的対立の中で行われた。マルクスの唯物史観の説く社会主義建設の条件とはあまりにも違いすぎていた。

中国の社会主義建設は、国民経済の形成と共に行わざるを得なかった。疲弊した経済の下での社会主義の建設をマルクスの理論から導くことは困難であり、試行錯誤の連続の中で行われてきた。社会主義の理念を堅持しつつ現実の経済とどう立ち向かうか、これが最大の課題であった。中央集権と計画経済を社会主義経済の基本であった。戦時体制を継承して社会主義建設が進められた。まずここでは、改革開放以前の社会主義建設の状況を見ておこう。

2．中央集権型経済の確立と中国人民銀行

中国の計画経済は1953年から始まった。物価は徐々に安定した。経済政策はソビエト連邦の計画経済をモデルにしていた。このためソビエト連邦と同様、重工業が中国経済の中心であった。計画経済重視の考え方から、財政出動を重視する政策が取られるようになった。中国人民銀行は国家の銀行として、国の貸出を統一的に管理し、同時に全国の銀行の経営の管理も行った。その業務の中心は、貸出と現金と決算、であった。

中国政府は高度な中央集権型制度をとり、人民銀行は総合信用貸出計画を設計した。すべての預金が人民銀行に集中的に統一的され、本部が計画的に貸出を管理した。すべての貸出は本部によって指示されたのである。

計画経済体制の下、財政の任務は国家の建設資金集めと分配にあった。中国人民銀行は、貨幣を調達し、流動資金を供給する。この時期に、長期資金と無償資金と定額資金を政府が管理し、短期資金と有償資金と超過資金を人民銀行が担当することと。この制度は、ほぼ1978年まで続いた。

第1次5カ年計画の時期に、中国は中央集権型の国家銀行システムを確立した。中国人民銀行は、権力の集中と分散を繰り返しながら、モノバンクとして確立していく。

中国人民銀行のモノバンク体制の確立過程は、以下のように整理される。

1949～52　中国人民銀行、中国人民建設銀行、中国銀行、交通

銀行などの銀行の設立や私営銀行の社会主義的な改革などによる国内金融システムの樹立。

1953~ 1957　第1次5ヵ年計画

大規模経済建設。重化学工業を中心とする国営工業への積極的な貸出し。国営工業を発展させるための積極的な資金の貸出し。5年間で貸付金額が2.3 倍、工業生産額が1.3 倍、重工業生産額が2.1 倍に増加。また、この時期の実質経済成長率は、年率８％。

1954　中国人民建設銀行設立。

1955　中国農業銀行設立。

工商業貸付業務を人民銀行に移管。

為替業務を中国銀行に移管。

1956　公私合営銀行は中国人民銀行の中に吸収。

1956　9 月劉少奇の宣言:「人民政府はすべての私営銀行と銭荘を国家銀行の指導を受ける統一的な公私合営銀行に改造し、国家が銀行の信用付け、保険業務および金・銀・外国為替の売買を集中的に経営するようになった」(中国共産党第8 期全国代表大会)

1957　中国農業銀行と中国交通銀行が中国人民銀行に吸収。

1958　中国人民建設銀行が中国人民銀行に吸収。

以上の経緯により、改革開放時に至るまで、中国の金融システムは、中国人民銀行、中国銀行（為替業務を担当)、そして農村信用協同組合だけであった。また、保険業も廃止された。

中国人民銀行は、通貨の発行、金融政策の執行、国庫の出納、企業部門に対する預金・貸付業務も行う商業銀行でもあった。株式、証券、保険、信託、リースなどはすべて廃止され、残った金融部門は中国人民銀行がほぼ独占した。金融業における中央集権が出来上がったのである。

中国人民銀行は、全国に本部から支店という体制を確立し、信用貸出と外国為替管理の両面を集中的に統括した。金融政策としては、貸出計画と資金管理などの行政手段を使い、総量管理を行った。外国為替政策には、「集中管理、統一経営」の制度で、外貨収支のバランスを確保した。ただし、当時の中国は実質的には封鎖経済の状態であり、対外関係は大きな意味は持っていない。

計画経済の下、中国人民銀行は与信管理を徹底した。社会主義的な中央集権化は、金融部面でも行われた。各支店の預金は本部に集中し、本部は貸出の指標を確認し、国家部門の審査と承認を経て融資する。

計画経済の下で、金融機関が果たす役割は低い。いわば出納係的な役割である。中央銀行としての中国人民銀行の自主性は次第に失

われていく。この時期の融資は担保主義であり、担保のない貸出は、基本的に制限あるいは禁止された。

中国人民銀行の政策にとっての最大の課題は、インフレの抑制であった。このため、戦後復興が各国の主要な政策課題となった。

3．第2次世界大戦後のインフレ

第2次世界大戦は、世界中を巻き込んだ総力戦であり、戦争の終結時には、各国経済は例外なく崩壊状態にあった。世界各国にとっては、共通に、崩壊した国民経済の再建が最大の課題となった。各国は、いわゆるケインズ政策を採用し、財政政策を政策の基本に据えて、経済の再建と成長を達成していった。

多くの国と同じように、物価水準の安定化は改革開放以前の中国におけるマクロ的な経済管理の最大の目標であった。建国直前の国民党政権においては、戦争混乱時に天文学的数字のインフレが生じていた。共産党政府にとっては、物価安定は急務であり、政治的にも最大の関心事であった。

人民幣（人民元）の発行およびその流通量の調節は、中国人民銀行のもっとも重要な業務内容の一つとなる。

4．中国の伝統的インフレ対策

社会主義建設を目標とする中国には、公開市場操作、準備率ないし公定歩合の変更など、先進諸国にみられる標準的な金融調節手段は存在しなかった。

このため、中国では、マネーサプライのコントロールが物価抑制の重要な手段として考えられていた。いわゆる貨幣数量説に基づく政策である。

貨幣数量説は、16世紀に中南米からヨーロッパに金や銀が大量に流入し、これをきっかけに物価が上昇する。金や銀が貨幣の時代の物価の上昇は異例であり、この現象を説明するために貨幣数量説は形成された。すなわち、貨幣（当時は金や銀）の増加が物価上昇の原因である、とする学説である。この学説は、17世紀から18世紀にかけて確立され、その後の経済学の主流学説の一つとなる。現在の主流派経済学であるマネタリズムは、この流れに属する。

しかし、この学説は、成立時から賛否両論があり、マルクスはこの学説を否定し、ケインズもこの学説を採用していない。また、現在の日本にみられるように、貨幣量の増加が物価に影響しない事態がしばしばみられており、この学説自体が疑問視されるようになってきている。

しかし、中国では伝統的に貨幣量による物価の調節の効果が信じられていた。貨幣量の増加が物価上昇の原因であるとすれば、貨幣

量を減少させることが物価抑制の手段となる。貨幣数量説から導かれる政策である。

中国では貨幣の概念として現金だけが考えられていた。預金は貨幣としては考えられていなかった。先進国では、1930年代には、預金を通貨とする考えが広まりつつあり、中国では、この認識が遅れていた。したがって、物価の抑制の手段は、貸出しを減らすことであった。

日本銀行が行っていたと言われる窓口規制が、中国の基本的な貨幣政策であった。窓口規制は直接的な効果をもたらし、例外の時期はあったとしても、効果的に物価を抑えた。

いわゆる窓口規制による物価の抑制は、実体経済に対して直接的な効果をもたらす。しかし、窓口規制は貸出しの規制であり、実体経済に対する締め付けである。社会主義建設期の中国の低成長の原因の一つは、このインフレ抑制政策にあったと考えることができる。

また、当時の中国は、預金は少なく、財政は原則的に収支の均衡を守っており、また外国に対しては閉鎖的で自給自足的な経済システムであった。こうした事情もこの政策を有効なものにしていた要因である。

見てきたように、中国の中央集権的経済体制は、第1次5カ年計画の時期に基本的な形をとることになる。人民銀行は経済システムの中枢にあるが、それ自体も政府の指導の下に置かれた。

中国の経済システムは、現在進行中の市場経済化の改革によって大きく変化し、政治は社会主義、経済は資本主義、とまで言われるようになっているが、今まで考察してきた社会主義的な中央集権体制は、現在でも中国の経済システムの底流に流れている。

5.「大躍進」運動と文化大革命

第1次5カ年計画によって、中国の社会主義経済システムの建設は軌道に乗った。社会主義の理念として考えられていた方向に成功裏に進みつつあった。

しかし、第1次5カ年計画期に続く「大躍進」（1958-1961）と文化大革命（1966-1976、1977終息宣言）の時期は、中国経済の混乱期である。

大躍進は、1958年、毛沢東の「国民経済大躍進」政策に基づく増産政策である。朝鮮戦争の終結から5年。東西の冷戦構造の中では、中国はいわば戦時下にあり、国力の増強は急務であった。この「大躍進」政策に対応して、中国人民銀行は資金供給を大幅に増加させた。

しかし、急激な経済規模の拡大によって、第1次5カ年計画の国家

財政均衡の原則は破られた。実体経済が混乱する中で、過剰な貸し付けが金融システムも崩壊した。物資の欠乏とインフレによって、国民経済も破たんした。

「大躍進」期の混乱は、金融システムを国家が管理し、国務院が資金の貸出を取り扱うこと（1960 年12 月）で終息に向かった。また、《銀行業務を統一、貨幣の発行を厳しく抑制する決定》（略称《銀行業務６条》）（1962年3月）が発布され、現金の銀行への預金が義務づけられた。通貨管理が強化されたのである。

結局、人民銀行の業務を政府が管理することで、「大躍進」の混乱は終息に向かったのである。その後の1963-65年は調整期であり、中国経済は、いったんは回復した。

しかし、1966年、毛沢東の指導の下、文化大革命が起こる。政治、経済、文化を巻き込んだ大きな社会運動であった。

文化大革命は、社会主義の思想を全面的に打ち出して、反革命派の弾圧に向かった。この標的の主要な柱の一つが、金融資本（銀行）であり、さらには貨幣や金利であった。一挙に社会主義の理念を実現しようとする教条的な社会主義思想であった。

貯蓄も批判の対象とされ、運動の混乱の中では、銀行預金の凍結さえ見られた。銀行に対する信頼は損なわれ、人々の貯蓄意欲も減退した。銀行の地位は著しく低下した。

文化大革命は毛沢東の死去（1976）によって収束に向かう。鄧小平が事件を握り（1978)、改革開放路線に向けて舵が切られた。この時期における金融制度の変化とあり方を要約すると、以下のようになる。

第4節　改革開放下の金融制度

１．金融改革の背景

文化大革命の終息後、1978年12月、中国共産党が改革開放路線を確立する。改革開放路線は、紆余曲折を経ながら現在まで継続している。2000年以降はGDP2桁成長の時期も長く続き、中国は日本を抜いてアメリカに次ぐ世界第2の経済大国となった。

経済改革の象徴は、封鎖経済から開放経済への政策転換である。中国は国際経済の最も主要な機関であるIMF（1980 年4月）と世界銀行（同年5月）に加盟した。外国のプロジェクトの受入れや、外資との合弁企業の設立が見られた。また、国内的にも経済の自由化が進行し、経営自主権の拡大、企業の設置基準の弾力化などが行われ、郷鎮企業(中国の末端の行政区において農民を中心として作られた企業）や個人企業などが発展した。経済の自由化に伴って、家計の貯蓄も増え、家計が貯蓄超過部門となり、家計の貯蓄を投資に向ける金融の役割も期待されるようになった。

２．金融改革の概要

金融改革の要点は以下のとおりである。

社会主義的中央集権化の象徴ともいえる人民銀行モノバンク制は、以下の経緯で転換に向かう。年表で示す。

1979年2月中国農業銀行復活。

3月中国銀行復活。

4月国内保険業務再開。

8月中国人民建設銀行の復活。

1984年1月中国工商銀行設立。国有以外の商業銀行の認可。

これにより、中国人民銀行は、中央銀行機能に特化。

中国人民保険公司が中国人民銀行から独立。

1994年4-11月国家開発銀行、中国輸入銀行、中国農業発展銀行など政策銀行の開業。

1995年3月「中国人民銀行法」公布。

中央銀行としての人民銀行の役割の強化。

改革開放という新しい金融システムにおける中国人民銀行の変化は、何よりもモノバンクから中央銀行への転換にある(「中国人民銀行が中央銀行の職権を行使する決定」、1983年9月)。人民銀行以外の金融機関は、人民銀行による監督指導は受けるが、人民銀行から独立した機関となった。

中国人民銀行の特徴については、本章第6節で総括的に見ていく。ここでは人民銀行以外の金融機関を整理しておく。

国有商業銀行は、中国農業銀行、中国建設銀行、中国銀行、中国工商銀行の4行を指す。所有形態は国有である

中国農業銀行(1957年7月業務停止)は、1979年2月に復活。その後業務の一部を新設の農業発展銀行に移す（1995)。

中国銀行は、1979年3月に復活。1982年外為専門銀行に転換。国有商業銀行となる(1995)

中国人民建設銀行(1958年業務停止)は、1979年8月に復活。中国建設銀行に名称変更(1996年3月)し、国有商業銀行に転換。

1984年1月、中国工商銀行が新設。

以上が4大国有商業銀行である。

中国投資銀行は、1981年12月設立。国際金融機関からの中長期資金受け入れ、これを中国国内に投資する役割を担う。後に光大銀行に合併(1998年12月)。

4大国有銀行以外の商業銀行としては、交通銀行(1958年財務部に吸収)は株式制商業銀行として復活(1986)。株式制の商業銀行は、中国政府の大きな方針転換であった。その後、中信実業銀行(1987年)、中国光大銀行（1992年）など、相次いで銀行が設立された。これら

の銀行の多くは、いわゆる「総合銀行」として営業をしている。

政策銀行としては、国家開発銀行(1994年3月)、中国輸入出銀行(1994年4月)、中国農業発展銀行(1994 年11 月)が設立された。

第5節　中国金融システムの課題

中国の金融システムは、改革開放・社会主義市場経済化の路線の進行によって大きく変化した。しかし、多くの問題が指摘された。

もっとも大きな問題は、貸付審査能力の不足である。さまざまな改革によって、人民銀行のモノバンク制から、人民銀行を頂点とする多様な金融機関のシステムが出来上がった。しかし、中国金融に大きな役割を果たす国有4大商業銀行に、深刻な不良債権問題が発生した。中国の不良債権問題の原因は、銀行の審査能力の不足にある。

何よりも、中国の銀行制度は極めて未成熟である。その原因は中国の歴史の帰結でもある。旧体制の下での中国では、伝統的な銭荘が、高い審査能力を持って貸し付けを行っていた。こうしたノウハウは、一連の政治的経済的な混乱の中で失われている。革命後の中国の金融は、財政資金の供給窓口に過ぎず、借り手の支払い能力を審査する必要性が低かった。このため、審査能力の低さは、中国にとっては、いわば悪い意味での伝統となっていた。

これが、金融の市場経済化のなかで大きなネックとなる。中国金融に大きな役割をはたし、金融システムの中枢を占める4大国有商業銀行に発生した巨額の不良債権問題は、中国の社会主義建設の歴史に起因していた。

社会主義革命以前に歴史的に形成されていた金融のノウハウが革命によって失われた。そして、革命後の計画経済化、中央集権化の経済体制の下では、金融のノウハウは形成されてこなかった。したがって、金融のノウハウの欠如は、社会主義の負の遺産と言える。

第2の問題は、市場経済化そのものの問題である。

資本主義の市場経済は、人類の歴史を大きく変え、飛躍的な経済成長をもたらした。しかし、19世紀には周期的な恐慌が発生し、20世紀には長期の不況と帝国主義戦争が起こる。社会主義は、資本主義のこうした負の側面に対する批判として人々の心をとらえた。

しかし、社会主義の下での市場経済化への路線の転換は、社会主義経済建設の挫折に基づく。中央集権的で計画経済的な社会主義の建設の行き詰まりである。社会主義革命は発展した資本主義国に起こるという唯物史観の考え方には、ロシア革命も中国革命もそぐわないものであった。何よりも、資本主義と社会主義以外の第3の経済システムは確立していない。社会主義的な国家建設の行き詰まり

の打開策としては、社会主義が否定していた市場経済しかなかったのである。

市場の担い手は、自立した経済主体である。アダム・スミス以来の市場についてのイメージは、個人が利己心に従って行動することであり、その結果として、「見えざる手」が社会的調和をもたらす、ということであった。

市場経済の担い手は、あくまでも利己心を持つ個人や組織である。しかし、社会主義の考え方は、これとは異なる。社会主義の市場経済化は、市場の担い手の条件を整えるところからはじまる。それは経営自主権の確立と利潤動機の導入である。金融機関も市場の担い手としては、この前提条件を持つ必要がある。たんなる資金配分の機関から脱却する必要があった。しかし、この転換は、困難な問題である。何よりも、その理念が社会主義の理念の根幹と対立するものであり、かつ制度と人々の精神の両方を資本主義化する必要があった。

第3に、中央銀行の政策手段が限られていたことである。中国の経済政策の課題は、何よりもインフレの抑制にあった。これは、戦争と国内の権力闘争によって経済が混乱し、繰り返し激しいインフレに見舞われた経験による。

ハイパーインフレーションなどの激しいインフレは、単なる物価の値上がりではなく、市場経済そのものの崩壊をもたらす。政治危機の直結する経済危機である。インフレに対する警戒心は、このことによる。

しかし、中国のインフレーションの抑制策は、基本的には窓口規制による通貨量の管理である。効果はあるが、経済に対するマイナスの影響もまた深刻である。

従来、中央銀行の政策手段は、公定歩合、公開市場操作、預金準備率操作と言われていた。公定歩合政策は、現在では政策金利に変化している。

中国では、国債市場も成熟しておらず、預金金利も貸出金利も公定であった。金利の自由化の問題は第2章で論じるが、この当時は行われていない。政策手段は限られていた。人民銀行に残された政策手段は預金準備率操作であった。

預金準備率制度は、1929年に勃発した世界大恐慌が最も深刻となった1933年のアメリカに始まり、第2次世界大戦後、多くの国が採用するようになる。日本は1957年に採用する。

この制度は現在も存続するが、ほとんどの国では、中央銀行の政策手段としては、意味をもっていない。

中国は1984年にこの制度を導入する。1989年には、この制度とは別に、「支払準備預金口座」制度も作られた（1998年統合）。

2004年、「差別的預金準備金制度」によって、自己資本比率と不良債権貸付比率によって預金準備率に差が設けられた。

先進各国の預金準備率は、ほとんどゼロパーセントに近い状態であり、政策手段としての意味は持っていないが、中国の預金準備率は、しばしば20%を超えている。預金準備率操作が、窓口指導と並んで、中国のインフレ対策の大きな手段となっている。

第6節　中国の金融制度と中央銀行に関する主要な改革

1993年12月25日、国務院は「金融体制改革に関する決定」を発表する。ここで示された金融体制改革の目標は以下である。

第1に、国務院の指導の下で通貨政策を独立執行する中央銀行のマクロ調整システムを構築する。

第2に、政策的金融と商業的金融を分離することで、商業銀行を主体として、各種の金融機関が併存する金融組織システムを構築する。

第3に、統一され、開放された、秩序と競争があり、厳格に管理された金融市場システムを構築する。金融体制改革を通じて、中国人民銀行を通貨政策を独立執行する中央銀行とするマクロ調整システムを確立する。

第4に、政策銀行と商業銀行を分離した金融機関システムを実行する。

第5に、1994年から為替レートを一本化する。

これが、金融改革の基本的な方針であり、第1に掲げられている点が人民銀行の課題である。

人民銀行に関しては、独立性と通貨政策執行機関としての確立が目標とされた。

2003年12月27日に、「中華人民共和国中国人民銀行法（修正案）」が、発表された。

中国人民銀行の役割を、中華人民共和国中国人民銀行法(2003年12月27日)によって見ておこう。

第2条は、中国人民銀行の基本的な性格を規定している。

> 第２条　中国人民銀行は中華人民共和国の中央銀行である。
> 中国人民銀行は国務院の指導の下で、通貨政策を策定、実施し、金融リスクを防止、解消し、金融の安定を守る。

すなわち、中国人民銀行は、通貨と金融に関する政策主体として位置づけられているが、同時に「国務院の指導の下」という、条件が入っている。国務院は中国の最高政府機関である。したがって、中国人民銀行は、政府から独立した機関ではなく、国に属した機関である（第8条）。

他方、第7条は中国人民銀行の独立性を次のように言う。

第７条　中国人民銀行は国務院の指導の下で、法により独立して通貨政策を執行し、職責を履行し、業務を展開し、地方政府、各級政府官庁、社会団体及び個人の干渉を受けない。

第7条の言う独立性は、国務院以外からの機関からの独立性である。とりわけ地方政府と人民銀行の地方機関との関係は難しいと言われ、地方政府に対する人民銀行の独立性は重要な意味を持つ。

人民銀行の最も主要な政策は、物価の安定を目指す通貨政策である。

第3条は、次のように言う。

第３条　通貨政策の目標は貨幣価値の安定を保ち、かつ経済成長を促すことである。

中国人民銀行の職務については第4条に規定される。

第４条　中国人民銀行は次の各号に掲げる職責を履行する。

１　その職責と関連する命令及び規則を公布し、履行すること。

２　法により通貨政策を策定し、執行すること。

３　人民券〔人民幣〕を発行し、人民券の流通を管理すること。

４　銀行間コール市場及び銀行間債券市場を監督し、管理すること。

５　外国為替管理を実施し、銀行間外国為替市場を監督し、管理すること。

６　金市場を監督し、管理すること。

７　国の外貨準備、金準備を保有し、管理し、運用すること。

８　国庫を経理すること。

９　支払い、清算システムの正常な運営を維持すること。

10　金融業のマネーロンダリング防止業務を指導し、手配し、マネーロンダリング防止のため資金監視にあたること。

11　金融業の統計、調査、分析及び予測を担当すること。

12　国の中央銀行として、関係の国際金融活動に携わること。

13　国務院が定めるその他の職責

また政策手段については、第23条に規定される。

第23条　中国人民銀行は通貨政策を執行するため、次の

各号に掲げる手段を用いることができる。

1　所定の比率に従って預金準備金を預けるよう銀行業金融機関に求めること。

2　中央銀行の基準金利を決めること。

3　中国人民銀行に口座を設けている銀行業金融機関の再割引を行うこと。

4　商業銀行に貸し付けをすること。

5　国債、その他の政府債券及び金融債並びに外貨を公開市場において売買すること。

6　国務院が決めたその他の通貨政策手段。

中国人民銀行は通貨政策を執行するため、前項に掲げる手段を用いる際、具体的な条件と手続きを定めることができる。

中国人民銀行は、政府からの独立性は持たないが、第4条と第23条の規定によって中央銀行としての明確な政策手段を持つことになる。

参考　【中華人民共和国中国人民銀行法】12月 27, 2003

（1995年３月18日第８期全国人民代表大会第３回会議で採択2003年12月27日の第10期全人代常務委員会第６回会議で採択された「中華人民共和国中国人民銀行法」改正に関する決定に基づいて修正）

第１章総則

第１条　中国人民銀行の地位を確立し、その職責を明確にし、国の通貨政策の正しい策定と執行を保証し、中央銀行のマクロ調節・統制体系を確立、整備し、金融の安定を守るため、この法律を制定する。

第２条　中国人民銀行は中華人民共和国の中央銀行である。

中国人民銀行は国務院の指導の下で、通貨政策を策定、実施し、金融リスクを防止、解消し、金融の安定を守る。

第３条　通貨政策の目標は貨幣価値の安定を保ち、かつ経済成長を促すことである。

第４条　中国人民銀行は次の各号に掲げる職責を履行する。

1　その職責と関連する命令及び規則を公布し、履行すること。

2　法により通貨政策を策定し、執行すること。

3　人民券〔人民幣〕を発行し、人民券の流通を管理すること。

4　銀行間コール市場及び銀行間債券市場を監督し、管理すること。

5　外国為替管理を実施し、銀行間外国為替市場を監督し、管理すること。

６　金市場を監督し、管理すること。
７　国の外貨準備、金準備を保有し、管理し、運用すること。
８　国庫を経理すること。
９　支払い、清算システムの正常な運営を維持すること。
10　金融業のマネーロンダリング防止業務を指導し、手配し、マネーロンダリング防止のため資金監視にあたること。
11　金融業の統計、調査、分析及び予測を担当すること。
12　国の中央銀行として、関係の国際金融活動に携わること。
13　国務院が定めるその他の職責

第５条　中国人民銀行は年度通貨供給量、利率、外国為替相場及び国務院が定めるその他の重要事項について決定をし、国務院の認可を得て執行する。
中国人民銀行は前項に定める以外の通貨政策に関する事項について決定した後、これを執行し、かつ国務院に届け出る。

第６条　中国人民銀行は通貨政策の状況及び金融業の状況に関する業務報告を全国人民代表大会常務委員会に提出するものとする。

第７条　中国人民銀行は国務院の指導の下で、法により独立して通貨政策を執行し、職責を履行し、業務を展開し、地方政府、各級政府官庁、社会団体及び個人の干渉を受けない。

第８条　中国人民銀行の全資本は国が出資し、国の所有に属する。

第９条　国務院は金融監督管理調整制度をつくる。具体的規則〔弁法〕は国務院が定める。

第２章　組織機構

第10条　中国人民銀行に行長＜総裁＞１名、副行長若干名を置く。中国人民銀行行長は国務院総理の指名に基づいて全国人民代表大会が決定し、全国人民代表大会の閉会期間中は、同常務委員会が決定して、中華人民共和国主席が任免する。
中国人民銀行副行長は国務院総理が任免する。

第11条　中国人民銀行は行長責任制を実行する。行長は中国人民銀行の事務を指導し、副行長は行長の仕事を補佐する。

第12条　中国人民銀行に通貨政策委員会を設置する。通貨政策委員会の職責、組織構成及び事務手続きは国務院が定めて全国人民代表大会常務委員会に届け出る。
中国人民銀行通貨政策委員会は国のマクロコントロール、通貨政策の策定と調整において重要な役割を果たすものとする。

第13条　中国人民銀行は職責履行の必要に応じ、出先機関として分支機構を設置する。中国人民銀行は分支機構に対して統一的指導と管理を行う。
中国人民銀行の分支機構は中国人民銀行の授権に基づいて管轄区

の金融安定を守り、関係業務を引き受ける。
第14条　中国人民銀行の行長、副行長及びその他の職員は職責を尽くすものとし、職権の濫用、私利のための不正をしてはならず、いかなる金融機関、企業、基金での兼職もしてはならない。
第15条　中国人民銀行の行長、副行長その他の職員は法により国の秘密を守るものとし、かつ職責の履行に関連する金融機関及び当事者の秘密を守る責任を負う。

第３章　人民券

第16条　中華人民共和国の法定貨幣は人民券である。中華人民共和国内の公共及び私人の債務を人民券で支払うとき、いかなる単位＜企業、事業体、団体の総称＞と個人も受け取りを拒んではならない。
第17条　人民券の単位は元で、補助貨幣の単位は角、分である。
第18条　人民券は中国人民銀行が統一的に印刷、発行する。
中国人民銀行は新版の人民券を発行するときは、発行時期、額面、図柄、様式、規格を公告するものとする。
第19条　人民券の偽造、変造を禁止する。偽造、変造人民券の売却、購入を禁止する。偽造、変造人民券の運送、所持、使用を禁止する。人民券の故意の毀損を禁止する。宣伝品、出版物又はその他の商品に人民券の図柄を不法に使用することを禁止する。
第20条　いかなる単位と個人も人民券の代替チケットを印刷、発売し、人民券の代わりに市場で流通させてはならない。
第21条　欠損、汚損した人民券は中国人民銀行の規定に従って交換し、かつ中国人民銀行が回収、焼却にあたる。
第22条　中国人民銀行に人民券発行庫を設立し、その分支機構に支庫を設立する。分支庫が人民券の発行基金を配分するときは、上級庫の配分指令に従うものとする。いかなる単位と個人も規定に違反して発行基金を流用してはならない。

第４章　業務

第23条　中国人民銀行は通貨政策を執行するため、次の各号に掲げる手段を用いることができる。
１　所定の比率に従って預金準備金を預けるよう銀行業金融機関に求めること。
２　中央銀行の基準金利を決めること。
３　中国人民銀行に口座を設けている銀行業金融機関の再割引を行うこと。
４　商業銀行に貸し付けをすること。
５　国債、その他の政府債券及び金融債並びに外貨を公開市場に

おいて売買すること。

6　国務院が決めたその他の通貨政策手段。

中国人民銀行は通貨政策を執行するため、前項に掲げる手段を用いる際、具体的な条件と手続きを定めることができる。

第24条　中国人民銀行は法律、行政法規の定めるところによって国庫を経理する。

第25条　中国人民銀行は国務院の財政官庁を代理して各金融機関・組織に国債その他の政府債券を発行し、償還することができる。

第26条　中国人民銀行は必要に応じて銀行業金融機関のために口座を開設することができる。但し銀行業金融機関への当座貸越をしてはならない。

第27条　中国人民銀行は銀行業金融機関間の相互清算システムを組織し又はその組織を助け、銀行業金融機関間の清算事務の調整にあたり、清算サービスを提供するものとする。具体的な規則は中国人民銀行が定める。

中国人民銀行は国務院銀行業監督管理機関と共同で、支払い・決済ルールを定める。

第28条　中国人民銀行は通貨政策執行の必要に応じて商業銀行への貸し付けの金額、期間、利率及び方式を決定することができる。但し、貸し付け期間は1年を超えてはならない。

第29条　中国人民銀行は政府財政に当座貸越をしてはならず、国債とその他の政府債券の直接的な応募、引き受けをしてはならない。

第30条　中国人民銀行は地方政府、各級政府官庁に貸し付けをしてはならず、非銀行金融機関及びその他の単位と個人に貸し付けをしてはならない。但し、特定の非銀行金融機関に貸し付けをすることができると国務院が決定した場合を除く。

中国人民銀行はいかなる単位と個人の保証をもしてはならない。

第5章　金融監督・管理

第31条　中国人民銀行は法により金融市場の状況を監視し、金融市場に対してマクロ調節・統制を実施し、その調和のとれた発展をはかる。

第32条　中国人民銀行は金融機関並びにその他の単位及び個人の次に掲げる行為を検査し、監督する権限を有する。

1　預金準備金管理の関連規定を執行する行為。

2　中国人民銀行の特別融資と関連する行為。

3　人民券管理の関連規定を執行する行為。

4　銀行間コール市場、銀行間債券市場管理の関連規定を執行する行為。

5　外国為替管理の関連規定を執行する行為。

6　金管理の関連規定を執行する行為。
7　中国人民銀行の国庫経理を代行する行為。
8　清算管理の関連規定を執行する行為。
9　マネーロンダリング防止の関連規定を執行する行為。
前項において、中国人民銀行の特別融資とは、国務院が決定した、中国人民銀行から金融機関に対する特定目的の融資をいう。

第33条　中国人民銀行は通貨政策執行と金融の安定維持の必要性に基づき、国務院銀行業監督管理機関に対し、銀行業金融機関を検査し、監督するよう提案することができる。国務院銀行業監督管理機関は提案を受け取った日から30日以内に回答するものとする。

第34条　銀行業金融機関に支払い困難が生じ、金融リスクを誘発する可能性がある時には、中国人民銀行は金融の安定維持のため、国務院の承認を得て、銀行業金融機関を検査し監督する権利を有する。

第35条　中国人民銀行は職責履行の必要性に基づいて、銀行業金融機関に必要な貸借対照表、損益計算書及びその他の財務会計、統計報告書と資料を提出するよう求める権限を有する。
中国人民銀行は国務院の銀行業監督管理機関その他の金融監督管理機関と監督管理情報共有の仕組みをつくるものとする。

第36条　中国人民銀行は全国の金融統計データ、報告書の統一的作成を担当し、かつ国の関係規定に従って公布する。

第37条　中国人民銀行は自らの会計監査、検査制度を整備し、内部の監督・管理を強めるものとする。

第６章　財務会計

第38条　中国人民銀行は独立した財務予算管理制度を実行する
中国人民銀行の予算は国務院の財政官庁の審査を経て、中央予算に組み入れ、国務院財政官庁の予算執行に対する監督を受ける。

第39条　中国人民銀行の各会計年度の収入から当該年度の支出を差し引き、かつ国務院の財政官庁が決めた比率で総準備金を積み立て後の純利益は、全て中央財政に上納する。
中国人民銀行の欠損は中央財政の支出によって補填する。

第40条　中国人民銀行の財務収支と会計事務では、法律、行政法規及び国の統一的財務、会計制度を執行し、それぞれ国務院の会計検査機関と財政官庁の法に基づく会計検査と監督を受けるものとする。

第41条　中国人民銀行は毎会計年度終了後３カ月以内に、貸借対照表、損益計算書及び関係財務会計報告書を作成し、かつ年度報告を作成して、国の関係規定に従って公布するものとする。

中国人民銀行の会計年度は西暦1月1日から12月31日までとする。

第7章　法的責任

第42条　人民券を偽造、変造し、偽造、変造人民券を売却し又は偽造、変造人民券であることを知って運送し、犯罪を構成するときには、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しないときには、公安機関が15日以下の拘留、1万元以下の罰金に処する。

第43条　偽造、変造人民券を購入し、又は偽造、変造人民券であることを知ってこれを所持、使用し、犯罪を構成するときには、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しないときには、公安機関が15日以下の拘留、1万元以下の罰金に処する

第44条　宣伝品、出版物又はその他の商品に人民券の図柄を不法に使用したときには、中国人民銀行が是正するよう命じ、かつ不法に使われた人民券図柄を焼却し、違法所得を没収し、5万元以下の罰金に処するものとする。

第45条　代替チケットを印刷、発売し、人民券の代わりに市場で流通させたときには、中国人民銀行が違法行為を停止するよう命じ、かつ20万元以下の罰金に処するものとする。

第46条　第32条に掲げる行為が関係規定に違反しており、関係法律、行政法規に処罰規定があるときには、その規定によって処罰をする。関係法律、行政法規に処罰規定がないときには、中国人民銀行が情状に応じて警告を与え、違法所得を没収し、違法所得が50万元以上のときには、その1倍以上5倍以下の罰金を併科する。違法所得がなく又は違法所得が50万元未満のときには、50万元以上200万元以下の罰金に処する。また直接の責任がある取締役、高級管理者その他の直接責任者に警告を与え、5万元以上50万元以下の罰金に処する。犯罪を構成するときは、法によって刑事責任を追及する。

第47条　当事者は行政処罰に不服がある場合、「中華人民共和国行政訴訟法」の定めるところによって行政訴訟を提起することできる。

第48条　中国人民銀行が次の各号に掲げる行為のいずれかをした場合には、直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、法により行政処分を行う。犯罪を構成するときには、法により刑事責任を追及する。

1　第30条第1項の規定に違反して貸し付けをすること。

2　単位と個人の保証をすること。

3　発行基金を勝手に流用すること。

前項に掲げる行為のいずれかをし、損害を与えたときには、直接

の責任を負う主管者及びその他の直接責任者が一部又は全部の賠償責任を負うものとする。

第49条　地方政府、各級政府官庁、社会団体及び個人が中国人民銀行とその職員に第30条の規定に違反して貸し付け又は保証をするよう強要したときには、直接の責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、法により行政処分を行う。犯罪を構成するときには、法により刑事責任を追及する。損害を与えたときには、一部又は全部の賠償責任を負うものとする。

第50条　中国人民銀行の職員が国の秘密又は知り得た商業秘密を漏らし、犯罪を構成するときには、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しないときには、法により行政処分を行う。

第51条　中国人民銀行の職員が横領、収賄をし、私利のために不正をし、職権を濫用し、職務を疎かにして、犯罪を構成するときには、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しないときには、法により行政処分を行う

第52条　この法律で銀行業金融機関とは、中華人民共和国内に設立された商業銀行、都市信用協同組合及び農村信用協同組合など公衆から預金を集める金融機関並びに政策銀行をいう。

中華人民共和国内に設立された金融資産管理会社、信託投資会社、金融会社及びファイナンスリース会社並びに国務院銀行業監督管理機関の認可を受けて設立された他の金融機関には、この法律の銀行業金融機関に対する規定を適用する。

第８章　付則

第53条　この法律は公布の日から施行する。

＜＞内は訳注〔〕内は原語

なお、「中華人民共和国中国人民銀行法」改正に関する全人代常務委の決定（2003年12月27日採択）は2004年２月１日から施行される。

http://www.china-news.co.jp/node/46904

【中華人民共和国商業銀行法（修正）】

1995年5月10日第8期中国全国人民代表大会常務委員会第13回会議で制定した2003年12月27日の第10期全人代常務委第6回会議の「『中華人民共和国商業銀行法』是正に関する決定」に基づき是正

第一章（総則）

第一条　商業銀行、預金者及びその他の顧客の合法的な権利と利益の保護、商

業銀行行為の規範化、信用貸付資産品質の向上、監督管理の強化、商業銀行の健全な経営の保障、金融秩序の維持、社会主義市場経済発展の促進のため、本法を制定する。

第二条　本法で称する商業銀行とは、本法及び「中華人民共和国会社法」に従い設立された、公衆の個人預金を受け入れ、貸付、決済などの業務を行う企業法人を指す。

第三条　商業銀行は、次の各号に掲げる業務の一部又は全部を営むことができる。

（一）　公衆の個人の預金を受入れること

（二）　短期、中期及び長期の貸付を行うこと

（三）　国内外の決算業務を行うこと

（四）　手形の引受と割引を行うこと

（五）　金融債券を発行すること

（六）　政府債権の代理発行、代理償還並びに引受を行うこと

（七）　政府債券又は金融債券を売買すること

（八）　銀行間コールローンを行うこと

（九）　外国為替の売買、代理売買を行うこと

（十）　銀行カード業務に従事すること

（十一）　信用状サービス及び担保を提供すること

（十二）　組立て又は支払の代理及び保険業務の代理を行うこと

（十三）　貸金庫サービスを提供すること

（十四）　中国国務院銀行業監督管理機構の認可を得たその他の業務。

営業の範囲は商業銀行の定款により定められ、中国国務院銀行業監督管理機構

の認可を受けなければならない。商業銀行は中国人民銀行の認可を経て、人民元転・外貨転業務を行うことができる。

第四条　商業銀行は、安全性、流動性及び収益性を経営の原則とし、自主的な経営を行い、自らリスクを負担し、自ら損益に責任を負い、自らを規制する。

商業銀行は法に基づき業務を営み、いかなる単位又は個人の干渉も受けない。商業銀行は、その全ての法人財産をもって独立して民事責任を負う。

第五条　商業銀行と顧客との業務取引は、平等、自由意思、公平及び信義誠実の原則を遵守しなければならない。

第六条　商業銀行は、預金者の合法的な権利と利益がいかなる単位又は個人によっても侵害されないことを保障しなければならない。

第七条　商業銀行が貸付業務を営む時は、借入人の信用状況を厳格に審査し、担保を取得し、期日どおりに貸付金を回収することを保障しなければならない。商業銀行が法に基づき満期した貸付金の借入人からの元利の回収は、法による保護を受ける。

第八条　商業銀行は業務を展開する場合、法、行政法規の関連規定を遵守するものとし、中国国家の利益、社会公共の利益を侵害してはならない。

第九条　商業銀行は業務を展開する場合、公平な競争の原則を遵守しなければならず、不正競争を行ってはならない。

第十条　商業銀行は、法に基づき中国国務院銀行業監督管理機構の監督管理を受ける。但し、法律においてその関連業務につき他の監督管理部門又は機構の監督管理を受ける旨が定められている場合は、その規定に従う。

第二章（商業銀行の設立及び組織機構）

第十一条　商業銀行を設立する場合は、中国国務院銀行業監督管理機構からの審査·認可を得なければいけない。

中国国務院銀行業監督管理機構の認可を得ずに、いかなる単位及び個人も公衆の預金の受け入れなどの商業銀行業務を営んではならず、いかなる法単位もその名称に「銀行」の文字を使用してはならない。

第十二条　商業銀行を設立する場合、次の各号に掲げる条件を備えなければな

らない。

（一） 本法及び「中華人民共和国会社法」の規定に合致する定款を有すること

（二） 本法に定める登録資本の最低額を有すること

（三） 業務上の専門知識及び業務経験を持った董事及び高級管理職を有すること

（四） 健全な組織機構及び管理制度を有すること

（五） 条件に適合する営業場所、安全防護措置及び業務に係わるその他の施設を有すること

商業銀行を設立する場合、さらにその他の慎重な条件にも合致しなければならない。

第十三条 全国型商業銀行を設立する場合、登録資本最低額は人民元10億元とする。都市型商業銀行設立場合、登録資本最低額は、人民元1億元とし、農村型商業銀行を設立する場合、登録資本最低額は人民元5000万元とする。登録資本は、払込済資本でなければいけない。

中国国務院銀行業監督管理機構は、慎重な監督管理の必要性に応じて登録資本最低額を調整することができる。但し、前項に定める限度額を下回ってはならない。

第十四条 商業銀行を設立する場合、申請者は次の各号に掲げる文書、資料を中国国務院銀行業監督管理機構に提出しなければいけない。

（一） 申請書。申請書には設立予定の商業銀行の名称、所在地、登録資本、業務範囲などを明記しなければならない。

（二） フィージビリティ・スタディ報告書。

（三） 中国国務院銀行業監督管理機構が提出することを定めたその他の文書、資料。

第十五条 商業銀行設立の申請が審査の結果、本法第十四条の規定に合致している場合は、申請者は正式申請表に記入し、かつ次の各号に掲げる文書、資料を

提出しなければならない。

（一）　定款の草案

（二）　就任予定の董事及び高級管理職の資格証明書

（三）　法定出資検査機構が発行する出資検査証明書

（四）　株主名簿とその出資額、持分比率

（五）　登録資本の5%以上を保有する株主の出資信用証明書及び関係資料。

（六）　経営方針及び計画。

（七）　営業場所、安全防護措置及び業務に係わるその他の施設の資料

（八）　中国国務院銀行業監督管理機構が定めるその他の文書、資料。

第十六条　認可を得て設立される商業銀行には、中国国務院銀行業監督管理機構が経営許可証を交付し、かつその許可証に基づき、工商行政管理部門において登記し、営業許可証を受け取る。

第十七条　商業銀行の組織形態、組織機構は「中華人民共和国会社法」の規定を適用する。

本法の実施前に設立された商業銀行は、その組織形態及び組織機構が「中華人民共和国会社法」の規定に完全には合致しないときは、従来の規定を引き続き援用することができ、前項の規定を適用する期日については中国国務院が定める。

第十八条　国有独資商業銀行は監事会を設ける。監事会の設立規則は国務院が定める。

監事会は国有独資商業銀行の信用貸付資産の質、資産負債比率、国有資産の実質価値保全又は増値などの状況、及び高級管理者の法律、行政法規又は定款に違反する行為並びに銀行の利益を害する行為に対して、監督する。

第十九条　商業銀行は、業務上の必要に基づき、中華人民共和国の国内外に支店等（原文は「分支機構」）を設けることができる。支店等の設立は必ず中国国務院銀行業監督管理機構の審査認可を受けなければならない。中華人民共和国

内の支店等は、行政区ごとには設立しない。商業銀行は中華人民共和国の国内に支店などを設けるときは、規定に従いその経営規模に適した運転資金を支出しなければいけない。支店等に支出する運転資金の総額は本店の資本金総額の60%を上回ってはならない。

第二十条　商業銀行の支店等を設ける場合は、申請者は中国国務院銀行業監督管理機構に次の各号に掲げる文書、資料を提出しなければならない。

（一）　申請書。申請書には設立予定の支店等の名称、運転資金、業務範囲、本店及び支店等の所在地などを明記しなければならない。

（二）　申請者のつい2年間の財務会計報告書

（三）　就任予定の高級管理職の資格証明書

（四）　経営方針及び計画。

（五）　営業場所、安全防護措置及び業務に係わるその他の施設の資料

（六）　中国国務院銀行業監督管理機構が定めるその他の文書、資料

第二十一条　設立を認可された商業銀行の支店等には、中国国務院銀行業監督管理機構が経営許可証を交付し、かつその許可証に基づき、工商行政管理部門で登記し、営業許可証を受け取る。

第二十二条　商業銀行は、その支店等に対し、全行の一元的に決算を行い、一元的に資金を配分し、レベルごとに管理する財務制度を実行する。

商業銀行の支店等は法人格を有せず、本店の授権する範囲において法に基づき業務を営み、その民事責任は本店が負う。

第二十三条　設立を認可された商業銀行及びその支店等は中国国務院銀行業監督管理機構が公告する。

商業銀行及びその支店等が営業許可証を取得した日から起算して、正当な理由がなく6カ月経ても開業しないとき、又は開業後自ら連続6カ月以上業務を停止するときは、中国国務院銀行業監督管理機構はその営業許可証を取り消し、かつ公告する。

第二十四条　商業銀行は次の各号に掲げる変更事項のいずれかがあるときは、

中国国務院銀行業監督管理機構の認可を得なければならない。

（一）　名称の変更

（二）　登録資本の変更

（三）　本店又は支店、出張所の所在地の変更

（四）　業務範囲の調整。

（五）　資本総額又は株式総数の5%以上を保有する株主の変更。

（六）　定款の修正。

（七）　中国国務院銀行業監督管理機構が定めるその他の変更事項

董事又は高級管理職を変更する場合は中国国務院銀行業監督管理機構に報告しその職務就任資格の審査を求めなければならない。

第二十五条　商業銀行の分割、合弁には、「中華人民共和国会社法」の規定を適用する。商業銀行の分割、合弁は、中国国務院銀行業監督管理機構の審査·認可を受けなければならない。

第二十六条　商業銀行は法律、行政法規の規定に従い、営業許可証を使用しなければならない。営業許可証の偽造、変造、譲渡、有償貸出、無償貸出を禁止する。

第二十七条　次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、商業銀行の董事又は高級管理職に就任してはならない。

（一）　汚職、贈収賄、財産の横領、財産の流用罪もしくは社会の経済秩序を破壊する罪を犯したことにより、刑事罰に処せられ、又は犯罪により政治的権利を剥奪されているとき

（二）　経営不振により破産し清算した会社、企業の董事又は工場長、マネージャーに就任しており、その会社、企業の破産に個人として責任を負うとき

（三）　違法行為により営業許可証を没収された会社、企業の法定代表者に就任しており、個人として責任を負うとき

（四）　多額の債務を負う個人で、満期にもかかわらず返済できないとき

第二十八条　いかなる単位又は個人も商業銀行の株式総額の5％以上を購入するときは、事前に中国国務院銀行業監督管理機構の認可を得なければならない。

第三章（預金者への保護）

第二十九条　商業銀行が個人貯蓄預金業務を営む場合は、自由意思による預入、自由な引出、利息の支払、預金者の秘密保全の原則を遵守しなければならない。個人貯蓄預金に対して、商業銀行はいかなる単位又は個人による調査、凍結、差押をも拒む権利を有するが、法律に別段の定めがある場合はこの限りではない。

第三十条　法人の預金に対して、商業銀行はいかなる単位又は個人による調査を拒む権利を有すが、法律、行政法規に別段の定めがある場合はこの限りではない。いかなる単位又は個人による凍結、差押請求も拒絶する権利を有するが、法律に別段の規定がある場合はこの限りではない。

第三十一条　商業銀行は中国人民銀行の定める預金利率の上下限に従い、預金利率を定め、かつそれを公告しなければならない。

第三十二条　商業銀行は中国人民銀行の規定に従い、中国人民銀行に預金準備金を預け入れ、十分な支払準備金を留保しなければならない。

第三十三条　商業銀行は預金の元利の支払を保証しなければならず、預金元利の支払を遅延させ、又は拒絶してはならない。

第四章（貸付及びその他の業務の基本規則）

第三十四条　商業銀行は中国国民経済及び社会の発展の必要に基づき、国の産業政策の指導の下に貸付業務を営む。

第三十五条　商業銀行が貸付を行う場合は、借入人の借入金の使途、返済能力、返済方法などの状況に対して厳格な審査を行わなければならない。商業銀行が貸付を行う場合は、審査と貸付けの分離、レベル別段審査·認可制度を取らなければならない。

第三十六条　商業銀行が貸付を行う場合は、借入人は担保を差し入れなければならない。商業銀行は保証人の返済能力、抵当物又は質物の権利の帰属及び価値並びに抵当権、質権の実行可能性に対して厳格な審査を行わなければならない。

商業銀行の審査及び評価を経て、借入人の信用が良好であることを確認し、貸付を間違いなく返済できるときは、担保を差し入れないことができる。

第三十七条　商業銀行が貸付を行うときは、借入人との間で、書面による契約を締結しなければならない。契約には、貸付の種類、借入金の使途、金額、利率、返済期限、返済方式、違約責任及び双方が約定する必要があると認めるその他の事項について約定しなければならない。

第三十八条　商業銀行は中国人民銀行が定めた貸付利率の上下限に従い、貸付利率を確定しなければならない。

第三十九条　商業銀行の貸付を行うときは、次の各号に掲げる資産負債比率管理の規定を遵守しなければならない。

（一）　自己資金比率は8%を下回らないこと

（二）　貸付残高と預金残高との比率は75%を超えないこと

（三）　流動資産の残高と流動負債の残高との比率は25%を下回らないこと

（四）　同一借入人に対する貸付の残高と商業銀行の資本残高との比率は10%を超えないこと

（五）　中国国務院銀行業監督管理機構の資産負債比率管理に関するその他の規定。本法の施行前に設立された商業銀行は、本法の施行後、その資産負債比率が前項の規定に合致しないときは、一定の期間内に前項の規定に合致させなければならない。具体的規則は中国国務院が定める。

第四十条　商業銀行は、その関係者に信用貸付を行ってはならない。関係者に対して担保付貸付を行う条件は、他の借入人に対する同種の貸付条件よりも優遇してはならない。前項にいう関係者とは、次の各号に掲げる者を指す。

（一）　商業銀行の董事、監事、管理職、信用貸付業務担当者及びそれらの近親者

（二）　前項に掲げる者が投資する、又は高級管理職に就任している会社、企業及びその他の経済組織

第四十一条　いかなる単位及び個人も商業銀行に貸付の実施又は担保の差し入れを強制してはならない。商業銀行は、貸付の実施又は担保の差し入れを強制

する如何なる単位又は個人による要求も拒む権利を有する。

第四十二条　借入人は、期限通りに借入金の元利を返済しなければならない。借入人が担保期限切れでも担保付貸付を返済しないときは、商業銀行は法に基づき、保証人に貸付の元利の返済を要求し、又は当該担保物について優先弁済を受ける権利を有する。商業銀行が抵当権又は質権を行使することにより取得する不動産又は株券は、取得の日から2年以内に処分しなければならない。借入人が期限切れでも信用貸付を返済しないときは、契約の約定に従い責任を負わなければならない。

第四十三条　商業銀行は中華人民共和国の国内において信託投資及び証券業務に従事してはならず、自ら使用しない不動産又は非銀行金融機関及び企業に対して投資をしてはならない。但し、国が別途規定している場合はこの限りではない。

第四十四条　商業銀行が手形の引受、手形の支払、代金の委託取立などの決済業務を行うときは、規定された期限通りに支払い、収支記帳をしなければならず、手形の処理を放置し、又は規定に違反して手形を不渡りにしてはならない。支払い、収支記帳の期限に関する規定は公表しなければならない。

第四十五条　商業銀行が金融債券を発行し、又は国外で借入をするときは、法律、行政法規の規定に従い、認可を得なければならない。

第四十六条　銀行間コールローンは、中国人民銀行の規定を遵守しなければならない。借入コールローン資金を利用して固定資産貸付金を行うこと、又は投資に用いることを禁止する。貸出コールローン資金は、準備預金を預け入れ、支払準備金を確保し、又は中国人民銀行の期限到来借入を返済した後に余った遊休資金に限定する。借入コールローン資金は手形の決済及び銀行間為替差額資金の不足の補填、並びに一時的運転資金の需要を解決することに用いる。

第四十七条　商業銀行は、規定に違反し、利率を引上げ、又は引下げ、及びその他の不公正な手段を用いて預金を受け入れ、貸付を行ってはならない。

第四十八条　企業、事業単位は、自主的に一つの商業銀行の営業場所を選定し、日常の振替決済及び現金の収支のための一口の基本勘定口座を開設することができるが、2口以上の基本口座を開設してはならない。

いかなる単位又は個人も、個人名義で口座を開設し、単位の資金を預け入れてはならない。

第四十九条　商業銀行の営業時間は、顧客の便宜を図らなければならず、かつ公告しなければならない。商業銀行は公告した営業時間内は営業しなければならず、無断で営業を停止し、又は営業時間を短縮してはならない。

第五十条　商業銀行が業務を処理し、サービスを提供するときは、規定に従い一定の手数料を収受する。料金項目及び基準は、中国国務院銀行業監督管理機構と中国人民銀行が職責分担に従い、それぞれ中国国務院価格主管部門とともに定める。

第五十一条　商業銀行は国の関係規定に従い、財務会計報告書、業務契約書及びその他の資料を保存しなければならない。

第五十二条　商業銀行の職員は法律、行政法規及びその他の各種の業務管理に係わる規定を遵守し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

（一）　職務上の便宜を利用し、賄賂を要求し、もしくは受領し、又は国の規定に違反し各種名目のリベート、手数料を収受すること

（二）　職務上の便宜を利用して、銀行又は顧客の資金を着服、流用、横領すること

（三）　規定に違反し、私的に親族、友人に対し貸付を行い、又は担保を提供すること

（四）　他の経済組織において兼職すること

（五）　法律、行政法規及び業務管理に係わる規定に違反するその他の行為

第五十三条　商業銀行の職員は、在任期間中、知り得た国家秘密、営業秘密を漏らしてはならない。

第五章（財務会計）

第五十四条　商業銀行は、法律及び国の一元的な会計制度及び中国国務院銀行業監督管理機構の関係規定に従い、自行の財務会計制度を確立し、整頓しなければならない。

第五十五条　商業銀行は国の関係規定に従い、その業務活動及び財務会計状況をありのままに記録し、かつ全面的に反映し、年度財務会計報告を作成し、遅滞なく中国国務院銀行業監督管理機構、中国人民銀行及び国務院財政部門に会計

報告書を提出しなければならない。商業銀行は法定の会計帳簿の他に会計帳簿を設けてはならない。

第五十六条　商業銀行は会計年度ごとに年度終了後３カ月以内に、中国国務院銀行業監督管理機構の規定に従い、その前年度の営業成績及び会計監査報告を公布しなければならない。

第五十七条　商業銀行は国の関係規定に従い、貸倒引当金を計上し、貸倒を償却しなければならない。

第五十八条　商業銀行の会計年度は西暦1月1日から12月31日までとする。

第六章（監督管理）

第五十九条　商業銀行は関連規定に従い、自行の業務規則を制定し、自行のリスク管理及び内部管理制度を確立し、整頓しなければならない。

第六十条　商業銀行は自行の預金、貸付、決済、貸倒などの状況についての会計監査、検査制度を確立し、整頓しなければならない。

商業銀行は支店等に対し経常的な会計監査及び検査監督を行わなければならない。

第六十一条　商業銀行は規定に従い、中国国務院銀行業監督管理機構及び中国人民銀行に対し、貸借対照表、損益計算書並びにその他の財務会計・統計報告書及び資料を提出しなければならない。

第六十二条　中国国務院銀行業監督管理機構は本法第三章、第四章、第五章の規定に基づき、商業銀行の預金、貸付、決済、貸倒などの状況に対する随時検査監督する権利を有する。検査監督の時、検査監督者は適法な身分証明書を提示しなければならない。商業銀行は中国国務院銀行業監督管理機構の求めに従い、財務会計資料、業務契約書及び経営管理に係わるその他の情報を提供しなければならない。

中国人民銀行は「中華人民共和国中国人民銀行法」第三十二条、第三十四条の規定に従い商業銀行に対して検査監督を行う権利を有する。

第六十三条　商業銀行は法に基づき、会計検査機関の会計検査、監督を受けなければならない。

第七章　接収管理及び終了

第六十四条　商業銀行に信用危機が生じ、又はその恐れがあり、預金者の利益に重大な影響を与えるときは、中国国務院銀行業監督管理機構はその銀行を接収管理することができる。

接収管理の目的は、接収管理される商業銀行に対し、必要な措置を講じ、それにより、預金者の利益を保護し、商業銀行の正常な経営能力を回復させることにある。接収管理される商業銀行の債権債務関係は、接収管理によって変化しない。

第六十五条　接収管理は、中国国務院銀行業監督管理機構が決定し、かつ実施させる。中国国務院銀行業監督管理機構の接収管理の決定には、次の各号の内容を明記しなければならない。

（一）　接収管理される商業銀行の名称

（二）　接収管理理由

（三）　接収管理する組織

（四）　接収管理期間

接収管理の決定は中国国務院銀行業監督管理機構が公告する。

第六十六条　接収管理は、接収管理実施決定日から開始する。

接収管理開始日から接収管理組織が商業銀行の経営管理権を行使する。

第六十七条　接収管理期間が満了した場合、中国国務院銀行業監督管理機構が期間延長を決定することができるが、接収管理期間は2年を超えてはならない。

第六十八条　次の各号に掲げる状況のいずれかがある場合は、接収管理は終了する。

（一）　接収管理決定に定める期間が満了し、又は中国国務院銀行業監督管理機構の決定する接収管理の期間延長期間が満了したとき

（二）　接収管理期間の満了前に、当該商業銀行が正常な経営能力を回復しているとき

（三）　接収管理期間の満了前に、当該商業銀行が合弁され、又は法に基づき破産宣告を受けたとき

第六十九条　商業銀行は分割、合弁、又は定款の定める解散事由により解散する必要があるときは、中国国務院銀行業監督管理機構に申請を提出し、かつ解散の理由及び預金の元利支払などの債務弁済計画を付さなければならない。中国国務院銀行業監督管理機構の認可を得た後に解散する。

商業銀行が解散するときは、法に基づき清算委員会を設立し、清算を行い、弁済計画に従い遅滞なく預金の元利などの債務を弁済しなければならない。中国国務院銀行業監督管理機構は、清算の過程を監督する。

第七十条　商業銀行が営業許可証の取消により強制解散されるときは、中国国務院銀行業監督管理機構は法に基づき遅滞なく清算委員会を設立させ、清算を行い、弁済計画に従い預金の元利などの債務を弁済しなければならない。

第七十一条　商業銀行が期限到来債務の弁済が不能となったときは、中国国務院銀行業監督管理機構の同意を得て、人民法院が法に基づき破産を宣告する。商業銀行が破産を宣告されたときは、人民法院が中国国務院銀行業監督管理機構などの関係部門及び関係者が清算委員会を成立し、清算を行う。

商業銀行の破産清算をするときは、清算費用、未払の職員の賃金及び労働保険費用を支払った後に、個人貯蓄預金の元利を優先して支払わなければならない。

第七十二条　商業銀行は解散、強制解散及び破産宣告により終了する。

第八章（法的責任）

第七十三条　商業銀行が次の各号に掲げる状況のいずれかにある場合において、預金者又はその他の顧客の財産に損害を与えたときは、支払の履行遅延による延滞利息の支払及びその他の民事責任を負わなければならない。

（一）　預金の元利の支払いを正当な理由なく遅延し、又は拒絶している場合

（二）　手形の引受などの決済業務の規定に違反し、支払わず、収支記帳処理をせず、手形の処理を放置し、又は規定に違反し手形を不渡りにする場合

（三）　個人の貯蓄預金又は単位の預金を不法に調査し、凍結、差押さえている場合

（四）　本法の規定に違反し、預金者又は他の顧客に対し損害を与えるその他の行為がある場合

前項に定める状況に該当する場合は、中国国務院銀行業監督管理機構が是正を命じ、違法所得があるときは、違法所得を没収し、違法所得が人民元5万元以上のときは、違法所得の同額以上5倍以下の過料を併科する。違法所得がないとき又は違法所得が人民元5万元に満たないときは、人民元5万元以上50万元以下の過料に処する。

第七十四条　商業銀行が次の各号に掲げる状況のいずれかにある場合は、中国国務院銀行業監督管理機構が是正を命じ、違法所得があるときは、違法所得を没収し、違法所得が人民元50万元以上のときは違法所得の同額以上5倍以下の過料を併科する。違法所得がないとき又は違法所得が人民元50万元に満たないときは、人民元50万元以上200万元以下の過料に処する。情状が特に重大なとき、又は期限以内にその行為を是正しないときは、業務を停止し整頓することを命じ、もしくはその営業許可証を没収することができる。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

（一）　認可を得ずに支店等を設立した場合

（二）　認可を得ずに分割もしくは合弁を行い、又は規定に違反して変更事項につき申請しない場合

（三）　規定に違反して、利率を引き上げ又は引き下げ、かつその他の不正手段を用いて預金を集め、貸付を行った場合

（四）　営業許可証を賃貸又は貸借した場合

（五）　認可を得ずに外貨を売買し、又は外貨売買を代理した場合

（六）　認可を得ずに政府債券を売買し、又は金融債券を発行もしくは売買した場合

（七）　国の規定に違反して信託投資及び証券業務に従事し、自ら用いない不動産又は非銀行金融機構及び企業に投資した場合

（八）　関係者に対する信用貸付又は担保付貸付の条件をその他の借入人の同種の貸付の条件よりも優先設定した場合

第七十五条　商業銀行が次の各号に掲げる情況のいずれかにある場合、中国国務院銀行業監督管理機構が是正を命じ、人民元20万元以上50万元以下の過料を併科する。情状が特に重大なとき、又は期限以内にその行為を是正しないときは、業務を停止・整頓を命じ、又はその営業許可証を没収することができる。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

（一）　中国国務院銀行業監督管理機構の検査監督を拒み、又は妨げた場合

（二）　虚偽又は重要事実を隠した財務会計報告書、財務諸表及び統計報告書を提供したこと

（三）　自己資本比率、預金貸付比率、資産流動性比率、同一借入人に対する貸付比率及び中国国務院銀行業監督管理機構の資産負債比率管理に関するその他の規定を遵守していない場合

第七十六条　商業銀行が次の各号に掲げる状況のいずれかにある場合、中国人民銀行が是正を命じ、違法所得があるときは、違法所得を没収し、違法所得が人民元50万元以上であるときは、違法所得の同額以上5倍以下の過料を併科する。違法所得がないとき又は違法所得が人民元50万元に満たないときは、人民元50万元以上200万元以下の過料に処する。情状が特に重大なとき、又は期間を徒過しても是正しないときは、中国人民銀行は中国国務院銀行業監督管理機構に対し営業停止・整頓命令、又はその営業許可証の没収を提案することができる。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

（一）　認可を得ずに人民元転、外貨転を行った場合

（二）　認可を得ずに銀行間債券市場において金融債券を発行もしくは売買し、又は国外借入れを行った場合

（三）　規定に違反して同業コールローンを行った場合

第七十七条　商業銀行が次の各号に掲げる状況のいずれかにある場合は、中国人民銀行が是正を命じ、人民元20万元以上50万元以下の過料を併科する。情状が特に重大なとき、又は期間を超過しても是正しないときは、中国人民銀行は中国国務院銀行業監督管理機構に対し営業停止・整頓命令、又はその営業許可証の没収を提案することができる。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

（一）　中国人民銀行の検査監督を拒み、又は妨げた場合

（二）　虚偽又は重要事実を隠した財務会計報告書、財務諸表及び統計報告書を提出した場合

（三）　中国人民銀行が定める割合に従い準備預金を納付しない場合

第七十八条　商業銀行は本法第七十三条から第七十七条に定める状況に該当する場合、直接に責任を負う董事、高級管理職及びその他の直接責任者に対し、規律処分を行わなければならない。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第七十九条　商業銀行が次の各号に掲げる状況のいずれかがある場合は、中国国務院銀行業監督管理機構が是正を命じ、違法所得があるときは、違法所得を没収し、違法所得が人民元5万元以上であるときは、違法所得の同額以上5倍以下の過料を併科する。違法所得がないとき又は違法所得が人民元5万元に満たないときは、人民元5万元以上50万元以下の過料に処する。

（一）　認可を得ずに名称に「銀行」の文字を使用している場合

（二）　認可を得ずに商業銀行の株式総額の5％以上の株式を購入した場合

（三）　個人の名義で口座を開設し、単位の資金を預け入れている場合

第八十条　商業銀行が規定に従い、中国国務院銀行業監督管理機構に関係文書、資料を提出しない場合は、中国国務院銀行業監督管理機構が是正を命じ、期限内に是正しないときは、人民元10万元以上30万元以下の過料に処する。

商業銀行が規定に従い、中国人民銀行に関係文書、資料を提出しない場合は、中国人民銀行が是正を命じ、期間を超過しても是正しないときは、人民元10万元以上30万元以下の過料に処する。

第八十一条　中国国務院銀行業監督管理機構の認可を得ずに無断で商業銀行を設立し、又は不法に公衆個人の預金を受け入れ若しくは形を変えて公衆個人の預金を受け入れ、犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及し、かつ中国国務院銀行業監督管理機構が取り締まる。

商業銀行経営許可証を偽造し、変造し、譲渡し、犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第八十二条　借入人が詐欺的手段により貸付金を詐取し、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第八十三条　本法第八十一条、第八十二条に定める行為に該当するも、犯罪を構成するに及ばない場合は、中国国務院銀行業監督管理機関が違法所得を没収し、違法所得が人民元50万元以上のときは、違法所得の同額以上5倍以下の過料を併科する。違法所得がない又は違法所得が人民元50万元に満たないときは、人民元50万元以上200万元以下の過料に処する。

第八十四条　商業銀行の職員が職務上の便宜を利用し、賄賂を要求もしくは受領し、又は国の規定に違反し各種名目のリベート、手数料を収受し、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成するに及ばない場合は、規律処分に処さなければならない。

前項の行為があり、貸付を行い、又は担保を提供し、損失をもたらしたときは、賠償責任の全部又は一部を負わなければならない。

第八十五条　商業銀行の職員が職務上の便宜を利用し、銀行又は顧客の資金を着服、流用、横領、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成するに及ばない場合は、規律処分に処さなければならない。

第八十六条　商業銀行の職員が本法の規定に違反し、職務怠慢により損失をもたらしたときは、規律処分に処さなければならない。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

規定に違反し、私的に親族、友人に貸付を行い、又は担保を提供し、損失をもたらしたときは、賠償責任の全部又は一部を負わなければならない。

第八十七条　商業銀行の職員が在任期間中に知り得た国家秘密、営業秘密を漏らした場合は、規律処分に処さなければならない。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第八十八条　法人又は個人が商業銀行に貸付の交付又は担保の提供を強制したときは、直接の責任を有する主管者及びその他の直接責任者又は個人を規律処分に処さなければならない。損失をもたらしたときは、賠償責任の全部又は一部を負わなければならない。

商業銀行の職員が単位又は個人が強制した貸付の交付又は担保の提供を拒まないときは、規律処分に処さなければならない。損失をもたらしたときは、相応の賠償責任を負わなければならない。

第八十九条　商業銀行が本法の規定に違反した場合、中国国務院銀行業監督管

理機関は情状に応じて、その直接責任を負う董事、高級管理職の就任資格を一定期間乃至永久に取り消し、直接責任を負う董事、高級管理職及びその他の直接責任者が銀行業務に従事することを一定期間乃至永久に禁止することができる。

商業銀行の行為が犯罪を構成するに及ばない場合は、直接責任を負う董事高級管理職及びその他の直接責任者に対し警告を与え、人民元5万元以上50万元以下の過料に処する。

第九十条　商業銀行及びその職員は中国国務院銀行業監督管理機構又は中国人民銀行の処罰決定に不服がある場合は、「中華人民共和国行政訴訟法」の規定に従い人民法院に訴訟を提起することができる。

第九章（附則）

第九十一条　本法の施行前に、中国国務院の規定に従い認可を得て設立された商業銀行は、改めて審査·認可手続きを必要としない。

第九十二条　外資商業銀行、中外合弁商業銀行、外国商業銀行の支店にも本法の規定を適用し、法律、行政法規に別段規定がある場合は、その定めに従う。

第九十三条　都市信用合作社、農村信用合作社が営む預金、貸付及び決済などの業務には、本法の関係規定を適用する。

第九十四条　郵政企業が商業銀行に関連する業務を行う場合は、本法の関係規定を適用する。

第九十五条　本法は1995年7月1日から施行する。

第 2 章　金融改革における資金調達問題

中国経済は、目を見張る成長の中にあり、世界経済における存在感を増している。しかし、中国経済のさらなる発展のためには、改革を継続することは欠かせない。

中国は今、大規模な金融改革の最中にある。金融改革は、政治は社会主義、経済は資本主義と言われる中国にとって、経済の自由化の最も大きな課題となっている。生産部面での市場経済化とは異なり、金融システムは複雑であり、現代の金融システムは高度に発達している。したがって、改革による現場への影響も予測できない。このため金融の改革を政治主導で行うことには固有の困難が伴う。現実には、中国の金融改革は現在深刻な問題を抱えているだけではなく、新しい問題さえ生み出している。

中国経済が抱えている問題は、あまりにも特異な問題であり、先進資本主義国からは理解されていないだけでなく、中国国内でも十分には理解されていない。それは政治が主導して経済改革を行うことに伴う歪みである。経済の自生的な発展を前提に改革をしてきた先進国経済とは異なり、政府はいわばゼロからの金融システム建設を行わなければならないのである。

したがって、中国の金融改革の問題点は、社会主義の中国にとっては、最も難しい改革と言える。この問題は、中国の今を見ただけでは理解できない。中国の社会主義国家建設の歴史を振り返り、その性格を踏まえた上で、現在の中国が抱える問題に踏み込んでいきたい。

中国金融の歪みは、現在は資金調達問題に象徴的に表れている。資金調達問題は、中国経済のバブルともつながり、中国のバブルは実体経済をゆがめ、危機を内包したものになっている。本稿では、中国の金融改革が抱えている深刻な問題に、資金調達の現場の状態に立ち入って、分析していきたい。

これによって、社会主義システムの下での経済の自由化の固有の困難を明らかにするための一助としたい。

（本章は、拙論「社会主義システムの中での中国の金融改革―資金調達問題を中心に」、『政策科学学会年報』、第 5 号、2015 年 3 月を、修正したものである。）

第 1 節　中国金融改革の原点－資源配分は行政の課題

中国は建国以来、中央集権的な社会主義国家として経済建設を行ってきている。中国人民銀行は、中国の建国(1949 年 10 月)以前の 1948 年 12 月に共産党の支配地域に建設され

ている。党や国家と一体となった銀行が中国人民銀行であり、この性格は今でも変わっていない。

中国人民銀行は、現在も中国の最高の行政機関である国務院の指導のもとで政策を立案している。また、中国人民銀行の独立性も、国務院以外の地方政府などからの独立性であり、中央政府から独立しているわけではない。人民銀行総裁の地位も決して高くはなく、省の長官とほとんど同等である。

中国は 1949 年 10 月の中華人民共和国の成立で、計画経済体制となり、国家機関が経済活動や資金配分の決定権を握り、個別企業には経営の決定権はなかった。中国人民銀行の設立は 1948 年 12 月で、中華人民共和国の成立で国家銀行になった。その後 1960 年代半ばまで旧国民政府時代の金融機関の接収や、新設された専門銀行や民間銀行を吸収して、その本支店網が中国の金融システムのすべてを担うようになった。1978 年まで、人民銀行は通貨発行・金融政策運営などの中央銀行業務、預金、貸付などの商業銀行の業務すべての金融業務を独占する単一銀行になった。

ただし、金融システムが人民銀行に一元化したことは、金融システムの発展にはつながらなかった。ここには社会主義の経済思想と金融との深刻な問題がある。

1950 年代半ばから、中国は高度な中央集権の計画経済を実施した。ソ連型の社会主義建設が当時の唯一の社会主義建設のモデルであった。社会主義経済は、実物経済と労働配分とを計画的に配置することで経済を運営することを基本としていた。このため、金融は経済にとって重要な位置を与えられてはいなかった。

特に、レーニンは『帝国主義論』(1917 年)において帝国主義を独占資本と金融資本との融合と捉えていたため、帝国主義との闘いを進めていた共産主義は金融資本を帝国主義の中心とみなしていた。この影響もあり、文化大革命期までは、銀行などの金融制度は経済システムの中での正当な評価を受けなかった。これは、社会経済建設の出発点における中国金融の基本的な考え方であった。

したがって、社会主義建設の出発点においては、銀行からの貸し出しは実体経済の付属物であり、商業信用や消費者信用、さらに国の信用さえ不必要なものと考えられていた。経済建設の基本は、国家が統一に社会資源を分配し、企業の生産も国家が決定することであった。

社会主義にとっての貨幣の役割は、計算貨幣として期待されただけであった。この時の計算貨幣の意味は、財を図るための共通の単位という意味である。外形的には価格と同じ

であるが、貨幣が市場経済を背景としたものではないので、価格の持つ調整機能を期待することはできなかった。

当時の社会主義経済の現状は、日中戦争から国共内戦と続く混乱の中で、国民経済の建設自体が困難な状況にあった。金融の地位が低かった背景は、実際には、企業には資金はなく、生産手段の購入にも困難な状況にあった。

中国経済の混乱は、朝鮮戦争、中ソ対立、アメリカによる中国封じ込め政策、などによって長く続き、中国の内部にも大躍進の失敗や文化大革命の混乱など、致命的とも言える混乱が続いていた。文化大革命後の改革開放によって社会主義経済の下での市場主義化が図られたが、これが実質的には中国における本格的な国民経済の確立であったといっても過言ではない。中国経済の出発点は、長い戦争と政治的な混乱の中にある。国際的危機の中にあって、軍事的な対立に対応するために、経済的に疲弊していたにもかかわらず、重化学工業優先の経済政策も推し進められていた。

この混乱の中でのエピソードとして、改革開放の前には、中国の金融業界には、預金は貨幣かどうかという議論があったことが挙げられる[i]。預金が貨幣として認められるのは、先進国でも 1930 年代であったと言われる。預金を貨幣とする認識は、ある程度の貨幣システムの発達を前提とする。預金が小切手などによって貨幣として活用できるシステムが一般化してのことである。改革開放前にこうした議論があったということは、一般的には預金を貨幣とするシステムが広がっていなかったことを意味する。

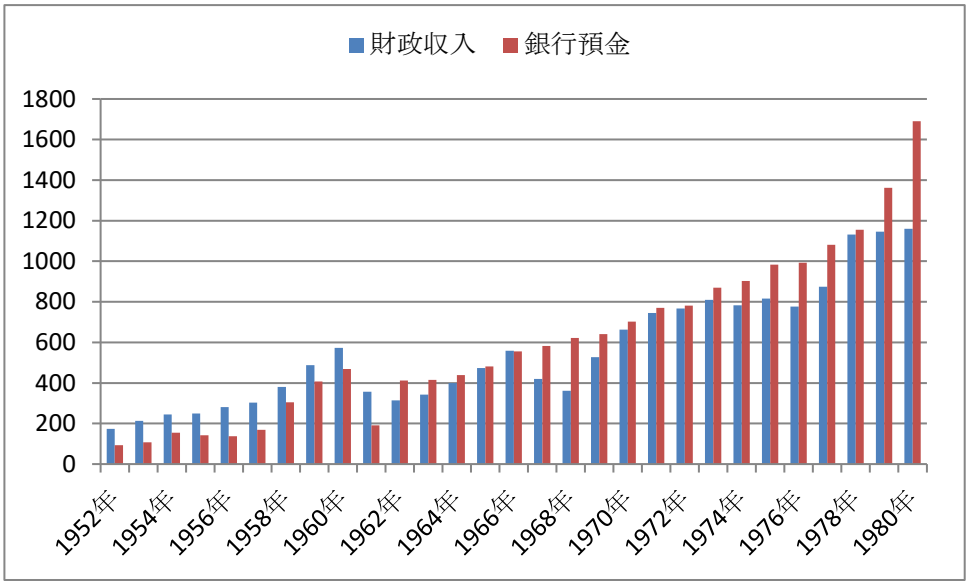
中国では、マルクス主義に基づく信用理論として、銀行は毎年個人や企業の預金とさまざまな現金収入を貸出の総枠として予測し、厳格な貸出の計画性、企業が持つ財や資本の信頼性、払い戻しの確実性などを基準に、貸出を行う。しかし、貸出枠は実質的には政府の権限下にあり、人民銀行の主体性は乏しく、いわば出納係の役割であった。政府による財政支出が中心であり、金融の役割はほとんどなかった。

このシステムでは、計画がすべてであり、資源配分や資金の調達、収益の配分など、銀行の役割は、計画経済の遂行を手助けすることにあった。

1978 年、改革開放前の中国の金融資産の特徴は、銀行預金、ローンや現金であったが、銀行預金と融資は次の特徴があった。

第 1 に、1966 年以前に、銀行の預金は中国中央政府の財政収入よりわずかに多く、社会主義計画経済の下で、社会の資金需給システムは、財政資金が支配的な位置を占めていた。融資の基礎となる預金は、不十分であったと考えられる。

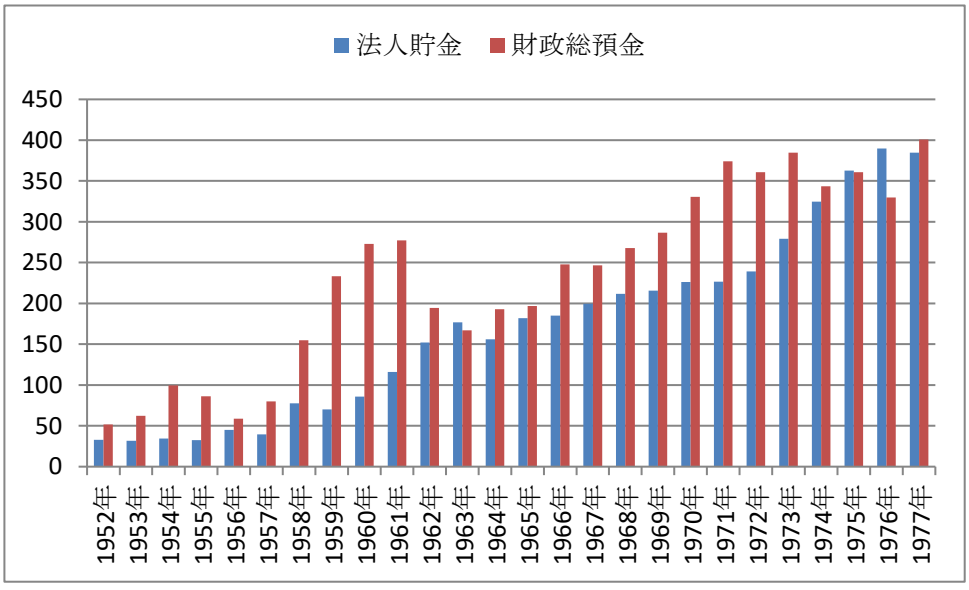
図表 2－1：1952-1980 年銀行預金と財政収入（億人民元）



資料：中国統計局

第 2 に、1975 年-76 年の財政預金が若干低下したことを除き、1977 年以前には政府の財政総預金が常に法人預金より多く、政府が企業収入や税収などの社会的富を支配していることを示した[ii]。

図表 2－2：1952-1977 年法人預金と財政総預金（億人民元）

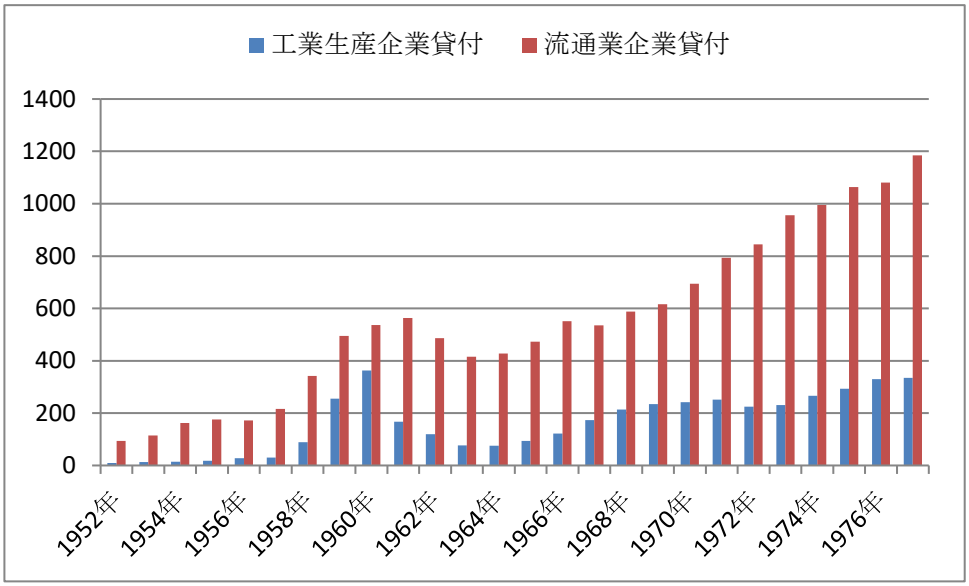


資料：員要鋒[2013]、『中国型金融制度』、創土社、16-17 ページ。

第 3 に、融資先で見ると、物資企業（中国における流通業の一種）や商業企業といった

運転資金需要の高い流通業企業への貸付金額は工業製造業向け貸付より多かった。中国経済に占める政府の位置が大きく、また工業部門の立ち遅れが目立っていた。

図表 2－3：1952-1977 年工業生産企業貸付、流通業企業貸付（億人民元）



資料：員要鋒[2013]、『中国型金融制度』、創土社、16-17 ページ。

第 2 節　改革開放による金融資産と金融企業の変化

文化大革命の十年は、中国経済が破綻寸前であり、物資が極端に不足で、人々の生活水準が低下した。文化大革命は貨幣経済に対する反感を顕にしており、中国人民銀行にとっても最も苦難の時期であった。人民銀行の活動は実質的に停止していたと言ってもよい。混乱の文化大革命の後で、改革開放路線が採択される。

1978 年中国人民銀行は財政部から独立し、国務院の管理下に置かれた。1984 年に中央銀行となり、1979 年設立の中国農業銀行や中国人民建設銀行、1983 年設立の中国工商銀行、そして中国銀行を加えた 4 つの国有銀行に業務を移管する。1986 年以後は多数の商業銀行が設立され、全国規模の支店網を展開。その他の地方金融機関の設立も続いた。また 1994 年には国家開発銀行や中国輸出入銀行、中国農業発展銀行といった政策銀行も新設となった。

1．銀行の固定資産への融資

改革解放後の金融システム上の最大改革は、銀行の固定資産への融資が可能となったことである。

1978 年以前には、銀行の担保・保証なしの信用貸出は小規模運転資金及び非製造業向け貸出に限られていた。中国経済は、国際的な危機と国内的な混乱の中で疲弊しきっていた。経済構造は合理性を欠き、軍事と重工業優先の政策がとられた。しかし、文化大革命後の中国経済にとって、政府が直面した最大の課題が食べ物、服、住宅であった。1979 年 10 月、鄧小平は、小さな投資は財政支援ではなく、銀行融資の方法で行うように指示した。この指導が改革開放後の金融改革の出発点として重要な役割を果たした[iii]。

中国建設銀行(現中国建設銀行)は、固定資本投資に対応した融資の経験がなかったことから、1979 年初めから、軽工業、繊維、鉄道、輸送、観光などのセクターで固定資本の導入や建設に対して、試験的に融資を行い、この融資は、良い結果をもたらした。1980 年には、繊維産業に対して、人民元短期貸付金および外貨ローンを許可し、返済の時には税制上の優遇措置もあった。1981 年から、独立した会計で、返済能力を持つ企業に資金融資を実施した。銀行による信用貸出によって、中国の軽工業の生産能力は向上し、1988 年に中国の軽工業の割合は工業生産額の 51.3%に上昇し、重工業に偏った経済構造が金融の力で改善された[iv]。

他方、与信審査については、この時期はすべてが国有企業と言っていい状態であったため、倒産は考える必要はなかった。このため、1979 年 10 月の鄧小平の談話によって、1980 年 1 月 14 日に、中国政府は「関与請批准軽工、紡織工業中短期専項貸款試行弁法的報告」と「中国人民銀行発放軽工、紡織工業中短期専項貸款試行弁法」という行政命令を発行し、軽工業と紡織業の会社に対する貸出政策とルールを決めた。

条件は以下の点である。

1. 貸出金額が少なく、利益を速やかにあげ、外貨を獲得すること
2. 材料、設備、設計、施工、原材料、労働力、製品販売などを適切に確保できること
3. 技術力があること
4. 経済効果があり、借入金の返済ができること
5. 環境に良いこと

である。

そして、貸出の期限は 1-2 年、長くても 3 年とし、返済については、返済資金は借入金ではなく、収入で返済すること、途中で経済効果がなく、あるいは返済できない場合には、企業の全部の固定資産で返済すること、とした。利子率は月に 0.42%であった。

金融機関の融資が経済活動にとって重要であり、かつ国民経済の適切な発展を導くこと

ができることが示された。この点で、改革開放後の最も大きな変革は、銀行の固定資本に対する融資であったと言える。

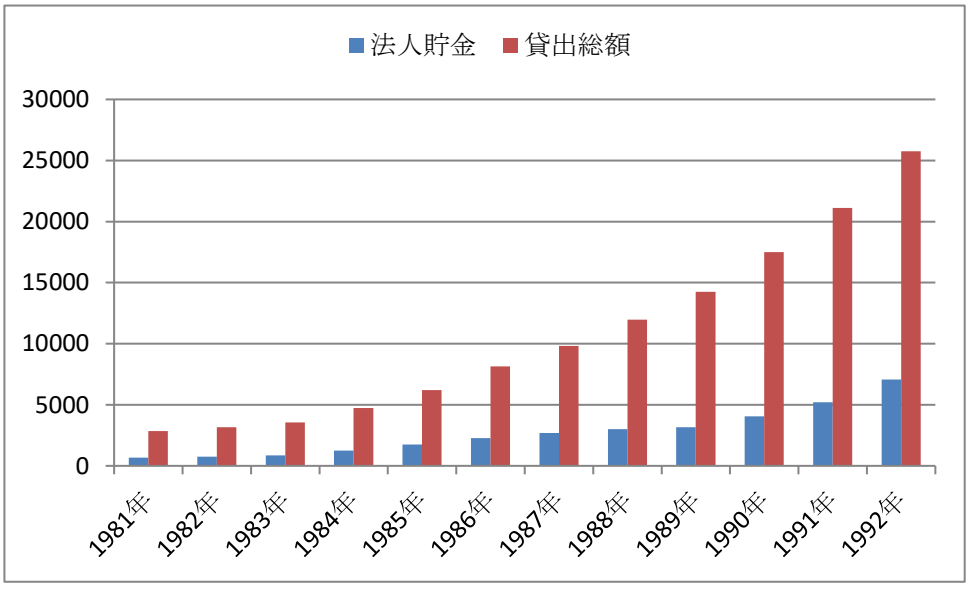
2. 銀行による国有企業の資金の統一的管理

改革開放後の様々な改革、特に政府の財政改革や国有企業の改革で、国民所得分配のパターンは大きく変化した。 1978 年以前には、国有企業の利潤は、80%以上政府の財政で管理されていたが、改革開放によって企業の自主権利が拡大すると、1986 年には、財政集中比率が 40%まで減少したv。

財政比率の減少と生産の急速な発展により、財政が国有企業の資金ニーズを満たすことは困難になった。このため、銀行が政府財政に代わる役割を持つことになった。銀行が国営企業の流動資金を統括することになったのである。その目的は、企業の資金管理を強化し、合理的な割合を維持しながら、固定資産投資と運転資本で拡大再生産を行う、ということである。国有企業に対する銀行の指導的な役割が、資金の融資の拡大と共に大きくなったのである。

とはいえ、実際には、企業が運転資金を補うために十分なお金がなくて、銀行は国有企業へ流動性を供給することになった。企業に対する銀行の役割は増大し、中国企業の資産・負債の比率が急速に増加した。改革開放後、国有企業に対する銀行の役割は急激に増大したと言える。

図表 2－4：1981-1992 年法人預金と銀行貸出（億人民元）



資料：中国統計局

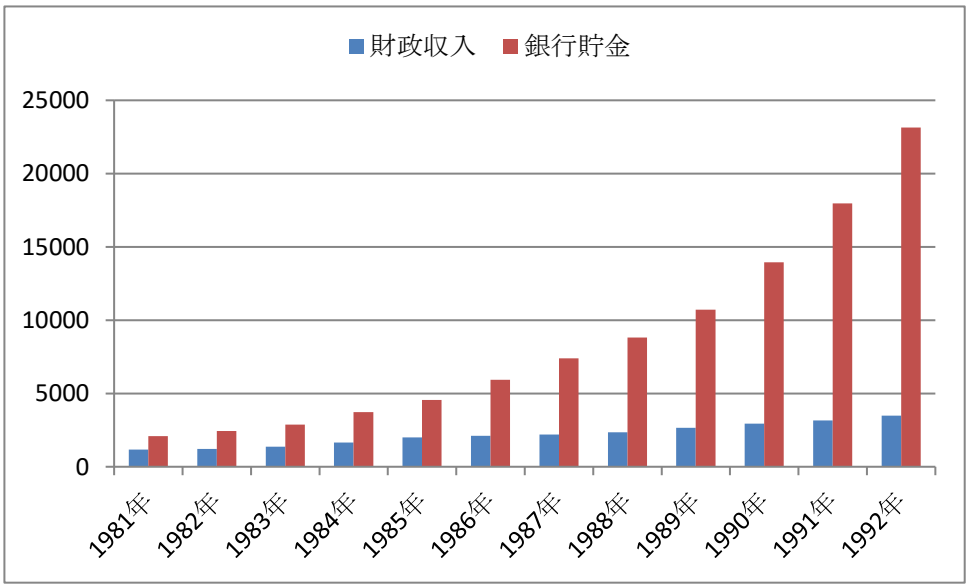
3. 銀行による郷鎮企業や個人企業の支援

国有企業を支持するとともに、銀行は郷鎮企業（中国の末端の行政区において農民を中心として作られた企業）と個人企業にローンを提供した。郷鎮企業や個人企業は、国民生活と密着した産業に従事することが多く、このことによって、軽工業が急速に発展した。民間企業の発達や生産の拡大は、国有企業にいい刺激を与えた。

4. 改革開放後の変化は、銀行の信用貸出の役割を積極的に認めたことにある。預金を企業に対する融資の資金として位置づけ、固定資本投資に対応した貸付を認めるなど預金と貸付構造の理念の変化をもたらした。

1980 年以降、信用拡大と信用の伸びにより、銀行預金総額は政府の財政収入より多くなった。国民経済における金融分野は、総収入の増加により、財政経済よりも影響力が徐々に大きくなりつつある。改革開放の一つの柱が金融の発展にあり、貸し出しに対する理念の変更が、中国経済に一定の発展をもたらしたと言える。

図表 2－5：1981-1992 年銀行預金と財政収入（億人民元）



資料：中国統計局

第 3 節　国民所得分配方式の変化による金融資産の多様化

改革開放による金融システムの変化は明らかである。建国後の中国では、生産資材を国家が所有するだけではなく、すべての民間金融機関を中国人民銀行に統一した。中央政府

と党によって国民経済が掌握されていたのである。中央集権による計画経済という当時の社会主義の考え方によるものであった。

しかしこの制度の下では、国際的国内的な政治的混乱があったとはいえ、国民経済の建設も発展も促進されてはいなかった。これに対し文化大革命後の経済改革では、人民公社の改革など農村経済体制改革から始め、全体的な経済改革に合う金融改革が求められた。そして、金融規制の緩和や金融機関や資金調達源の多様化など新たな改革が提唱されるようになった。

1. 無担保での信用資金供給の多様性

改革開放路線にとって、企業経営の自律性を拡大し、政策指令を縮小することは改革開放政策の基本的な方向性となっていた。銀行の信用貸出に強力な計画管理が行われていたために、改革開放路線では非銀行系の金融機関の業務解放が先行した。

a 都市信用協同組合と株式商業銀行

改革開放初期には、政府が銀行に期待した役割は、国家経済を管理する道具としての役割であった。このため、国有銀行の信用貸出を計画管理していた。

しかし、商品経済発展のニーズを満たすために、いくつかの都市には、1986 年に都市信用協同組合が設立された。無担保貸出が人民銀行の監督下で行われ、活動の規模が小さく、融資対象は民間企業や個人企業中心になっていた。また、銀行システムを活性化させるために、1986 年交通銀行を復活させ、1989 年中信実業銀行（現中信銀行）の設立も承認した。

b 信託投資法人

変動の激しい金融融資ニーズに柔軟に対応するために、信託投資法人が発展してきた。CITIC（中国中信集団）を始め、地方政府が信託および投資会社を設立していた。1988 年に、中国人民銀行により承認された信託投資法人が 745 社に達していた。ピーク時にはほぼ 2000 社になった。その後、投資の不効率性や金融リスクの増大により、1981 年から 1998 年まで、政府の整理・吸収合併により 54 社になった[vi]。

c 財務会社

企業の現金管理のニーズにより、財務会社がつくられるようになった。計画経済の下では、企業の減価償却費の中の維持用の資金を除き、資金はすべて国家に引き渡さなければならなかった。このため原材料の購入のための資金を除くと企業には資金の余裕はなかった。

企業は減価償却費と拡大再生産のための資金が手元に留めることができるようになったため、法人の預金が急激に増加していた。1987 年 5 月 7 日、東風汽車財務有限公司を始め、大企業は業務の効率化とコスト削減、資金調達のために企業内で財務会社を設立した。ただ、ほとんどの財務会社は同社内の事業範囲内で金融サービスを提供し、顧客や規模の制限で、発展は遅れていた。

2. 金融商品多様化の下での金融改革の新時代

建国後の中国の金融市場にとって、国債は最も重要な金融商品であった。当時の国債の特徴は 10 年満期で、非譲渡、保有者が企業の場合は低金利、個人の保有者により高い金利を支払う点にあった。1958 年から 1978 年までの 20 年間は実質的に中国の国債市場は停止していた。しかし、改革開放路線による資金不足から、貨幣を増発しインフレーションを招く。この苦い経験から再び国債が発行されるようになる。

中国にとっては、インフレとの闘いは最重要事項であり、金融改革もインフレへの反省から計画的に漸進的に行われている。特に、1984 年の信用貸出の暴走は、企業破綻と経済の混乱をもたらした。1985 年に、インフレ率が 9.3%になった。それを反省し、人民銀行は、信用リスク・コントロールを強化しながら、過度の衝撃が発生しないために建設プロジェクトにおける社債の発行を許可した。さらに、1990 年と 1991 年に上海証券取引所と深圳証券取引所を設立した。

第 4 節　中国金融資産配分の漸進的改革

80 年代には、銀行からの貸出は基本的に計画された管理であった。1979 年、人民銀行は貸出基準を標準化した統一企画、貯蓄に対応した貸付を行う貯蓄・貸付リンク、負債の返済を促す差額自己消化という貸出資金管理政策を実施し、資金の集中配分を行った。

1993 年に、国家は銀行改革を決め、預金やローンの制度として資産・負債比率を基準としてローンの規模を規制することになった。この際には、安全性、流動性と収益性 を強調

した。同時に、不良債権、預金やローン、長期貸付金など基準値を設定した。

貸付制度の変更により、銀行と企業との関係も変化してきた。計画経済改革の時に、信用資金をより有効に活用するために、銀行は企業に銀行員を派遣して、経営を監督した。1996 年、一つの企業が複数の銀行からローンを受けることを防ぐために、企業は一つの銀行で一つの口座を開設することを決めた。その後、一つの企業が複数の銀行口座を開き、別の銀行で融資を得ることができることを徐々に解禁していった。

第 5 節　中国における金融改革の中核としての資金調達問題

中国の金融改革にとって改革開放路線が果たした役割は計り知れない。戦乱と政治的な混乱のなかで国民経済の再建ができなかった中国が、国民経済確立の途に就くことができたのは改革開放以降である。しかし、中国は長く中央集権による計画経済型の社会主義体制の中にあり、現に今も社会主義の政治システムの中にある。したがって、金融改革も政治的な均衡に配慮しながら漸進的に行うしかない。社会的な混乱は政治的な対立をもたらす。

中国の金融にとって、現実的に最も難しい問題は、資金調達の問題である。中国の現状は、民間企業、特に中小企業はより高価な融資によって資金を受けなければならない。中小企業の資金調達は中国の金融問題を代表する問題でもある。

理論的には、金利は貯蓄と投資の間の関係を反映する。貯蓄と投資額は、金利の関数だった。利子率が高ければ、投資額が低く、貯蓄総額が多い。しかし、中国では、貸付金利の自由化は実施されたが預金金利は実質的に公定制であり、金利は資金の需給関係を反映していない。

金利の変動の理論的枠組を考えてみよう。理論的にいえば、中国は貯蓄率が高い国であり、したがって、資金は豊富にあるので、企業の金利は高すぎることはないはずである。しかし、現実には、中国企業の資金調達のコストが高くて、資金調達も難しい。その原因を立ち入って指摘しておく。これらの問題が、中国の金融改革の遅れとなり経済発展の阻害要因となっていると考えるからである。

第 1 に、銀行に支払った利益率が高すぎることである。中国の銀行の金利決定メカニズムは、欧米と異なっている。何よりも中国における各銀行の高い利益率が中国の銀行の融資の際の利子の高さを反映している。中国の他の産業界と全く対照的で、中国の銀行は、世界で最も収益性の高い銀行となっている[vii]。銀行は預金利子の実質的な公定制と自由化

はされたが高い貸付金利に守られており、既得権益となっている。

第 2 に、信用リスクプレミアムが上昇している。銀行やその他の金融機関のリスク回避と銀行改革や社会全体の不景気で、レバレッジ比率（信用取引の倍率）が急激に上昇している。リスクとリスクプレミアムを改善するいくつかの可能性が存在するが、銀行のリスク選好が過度に低下した。

中国では担保制度は以前から存在していたが実際の広がりは今ひとつだった。しかし、金融改革の中で企業への融資が活発になり無担保貸し付けから担保付の貸付へと変化した。現在は、企業に貸付を行うときに、銀行側は担保率を低く抑え、他の企業からの担保を強要することもしばしばである。そうすると、一社の企業が倒産したら、担保する企業もダウンしまうことになる。これは、個々の銀行のリスクを低減したが、銀行システム全体にシステミック・リスクを増加させた。

リスク意識の強化という点では良いが、直接・間接的に資金調達コストの増加につながり、現実の経済発展を阻害した。このため、与信リスクの高い企業が巨額の融資を受ける場合、銀行ではなく、他の資金調達を利用するようになった。これは、より高いリスクプレミアムを支払うこととなった。民間企業も（主に小零細企業）、同様の問題を抱えている。そのため、資金調達コストを押し上げることとなった。

第 3 に、不動産とプラットフォームは、多くの資金を集めている。不動産価格が高騰し続けたために、不動産の価値は、一般的な企業向けの貸出よりリターンがはるかに大きくなっている。投資者にとって、プラットフォームのリターンは高くはないが、リスクは非常に低くて投資価値がある。彼らには貸付資金が容易になされ、また彼らには貸付資金に対する強い需要もある。

不動産とプラットフォームは大量な銀行融資を占め、民間企業に対してクラウディングアウト効果を起こした。それにより、一見安全な不動産やプラットフォームに貸付資金が集中する。これによって利回りの低い他の投資プロジェクトの資金調達のコストを押し上げるだけではなく、社会全体のコストを押し上げた。

第 4 に、与信管理と貸出額を預金額の 75%までとする預金貸出管理指標である。一部の商業銀行は預貸率の目標を達成できたが、信用規模を使い切った。他の商業銀行は信用規模を使い切っていない状態で、預貸率の目標を達成することはできなかった。そのために、利益を最大化するためには、商業銀行は、必然的にシャドーバンキング業務における様々な抜け道を利用することとなった。

要するに、政府の規制が続けば、シャドーバンキングによる迂回が必要となるように、貸付資金の供給チェーンが長くなる。プラットフォームや不動産会社に比べて、規制の制限を受けている小零細企業は担保条件も厳しく、シャドーバンキングから資金を得る方向に大きく傾いた。このように、資金の需要と供給のシステムは銀行が規制を回避しようとすることで、結果的に企業の資金調達コストを押し上げることになる。

第 5 に、対称性がない金融自由化である。中国では、長い間長期金利が均衡レベルより低く抑えられてきた[viii]。貸付金利の自由化が達成されたが、預金金利は依然として名目上規制の対象になっている。貸付資金需要が多くなると、銀行間の預金の奪い合いが展開する。ハイリターンの金融商品の販売で、銀行の預金金利が事実上の自由化を実施している。それによって、預金のコストを押し上げる。

第 6 に、貸付資金の需要と金利との関係が柔軟性を欠如し、調整システムとして十分に機能していない。プラットフォームや不動産の資金需要が利率を反映して柔軟に変動することができなくなっており、硬直的になっている。論理的には、本来は貸付資金の需要は、業務資本の限界効率に依存している。コストが資本企業の限界効率を超えた場合には、企業は借りない。しかし、中国の現状では、プラットフォームはほとんど地方政府事業のため、利益を最大化するようにされていない。資本コストは企業の限界効率を超えているにもかかわらず、貸付資金のための企業の需要は依然として減少しない。

第 7 に、実体経済の金融化である。企業は貸付資金を生産に投入し、これが生産と消費の循環をもたらして実態経済を発展させる。しかし、今の中国では、企業は実際には生産に投入するよりも、資産の価値を増やすために、金融資産を購入している。資産価格の急騰が実体経済の金融化につながり資産バブルを加速している。

小　括

本稿では、中国の国民経済が社会主義政権の下で建設されてきたという歴史経緯を振り返りつつ、資金調達システムの形成プロセスを紹介し、現在の中国の資金調達問題の深刻な課題を現場の実態に即して論じてきた。

中国の資金調達問題は、中国の金融改革の中で取り残された問題であるとともに、金融改革の進展にともなって、形を変えて新たに作り出されてきた問題である。本稿で指摘してきた多くの内容は、中国以外の国からはなかなか理解されにくいが、中国の金融の現場からすれば、いずれもが重要な課題である。

本稿では、問題点の指摘が中心であったが、今後資金調達問題に関する実態調査を深め、中国の金融改革の進行と中国金融の現状分析を行っていきたい。

---

[i]黄達、『黄達文選』、山西人民出版社、1988 年、114 頁。

[ii] 財政総預金＝財政預金＋基本建設預金（政府投資を反映する）＋政府の機関団体預金

[iii]その後、1980 年 1 月 14 日に、中国政府は軽工業と繊維業向けの中短期小額融資政策を策定し、優遇政策も採った。

[iv]呉暁霊、『新一輪改革中的中国金融』、天津人民出版社、1998 年。

[v]劉鴻儒・王佩真、『金融体制改革巻』、大連出版社、1992 年、16 頁。

[vi]呉暁霊、『新一輪改革中的中国金融』、天津人民出版社、1998 年、140 頁。

[vii]『2013 中国 500 強企業発展報告』、企業管理出版社、2013 年。

[viii]張曙光、「中国的金融抑制到底有多厳重？」、2014 年 10 月、http://comments.caijing.com.cn/20141030/3735814.shtml。

第 3 章　金融の自由化におけるシャドーバンキングの意義

本章の課題は、中国におけるシャドーバンキング（影子銀行）の役割と問題点を分析することにある。シャドーバンキングが、日本におけるバブルの崩壊や、アメリカにおけるいわゆるリーマンショックの際に、金融危機の大きな混乱要因になったと受け止められている。

そして今、中国経済も高度成長のバブル的な状況から転換点を迎えつつあり、この局面で中国のシャドーバンキングが、金融さらには経済全般に対して、破壊的な影響を与えるかどうかが、世界的な関心事となっている。中国におけるシャドーバンキングとは何か、それは中国経済にとってどのような役割を果たしているのか、またそのリスクはどの程度に評価すればよいのか、中国の現状に即して分析してゆく。

結論を先取りすれば、本稿では、中国の金融システムの独自性の故に、中国のシャドーバンキングは、リスク問題だけではなく、中国の金融システムに対して、合理的な面も持つと考える。以下、リスクと合理性の二面から中国のシャドーバンキングを考察していきたい。

（本章は、「中国シャドーバンキングの現状に関する考察」、『政策科学学会年報』、第 4 号、2014 年 3 月、を修正したものである。）

第 1 節　中国におけるシャドーバンキング成立の背景

シャドーバンキングという概念は、2007 年に米国の債券投資機関 PIMCO の執行委員マカリー（McCulley）によって、「一連のレバレッジのかかった非銀行融資のルート、媒体、構造」と定義された。先進国に関して言えば、主に投資銀行、MMF、保険会社などノンバンクを指している。中国政府の定義は以下のようである。

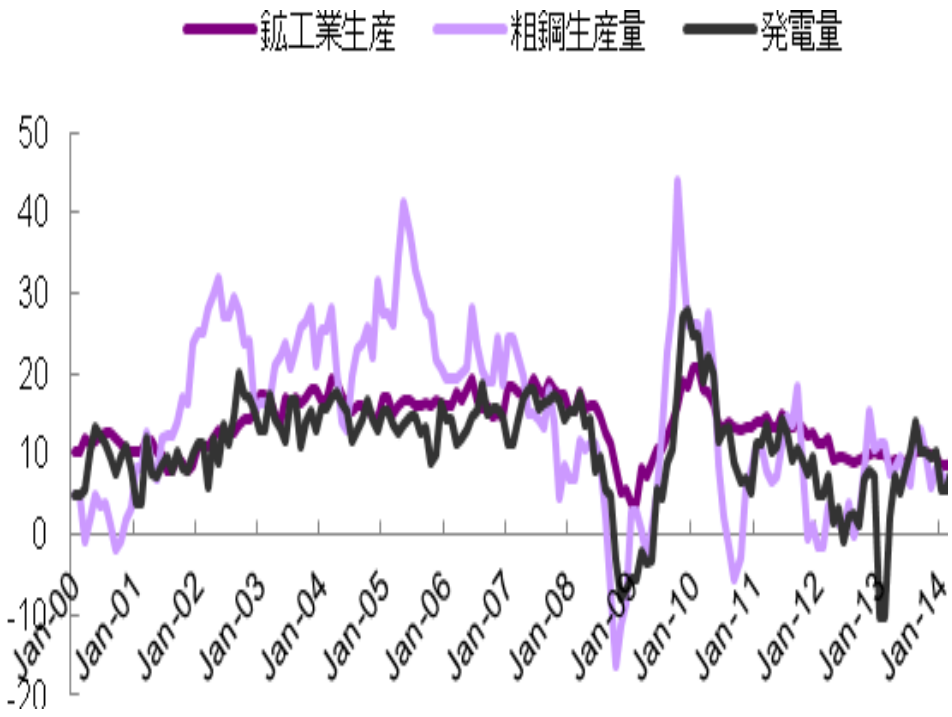
2014 年 1 月に、中国政府は「シャドーバンキング監督強化に関する通知（107 号）」を発布し、政府の監視・管理の角度からシャドーバンキングの範囲と業務にかんする解釈を示した。すなわち、中国シャドーバンキングは主に 3 つのカテゴリに分類される。すなわち、第 1 に、金融機関のライセンスを持たず、管理監督も全くない信用仲介機関で、新型ネットワーク金融会社、第三者理財機関等を含む。第 2 に、金融機関のライセンスを持たず、監督管理も不足している信用仲介機関、融資性担保会社、少額ローン会社等を含む。第 3 に、金融機構のライセンスをもっているが、監督管理が不足しているか、監督管理を

免れている業務、金融市場の基金、資産証券化、一部の理財業務等の三つである。

アメリカの定義では、非銀行融資がシャドーバンキングの特徴になっているが、中国政府の定義の中には、「正規の銀行システム」以外、という定義になっており、銀行であってもシャドーバンキングを担うことが含まれて入り、またシャドーバンキングの信用仲介機能におけるリスクが明記されている。しかし、中国においてシャドーバンキングが拡大したのは具体的な背景があってのことである。

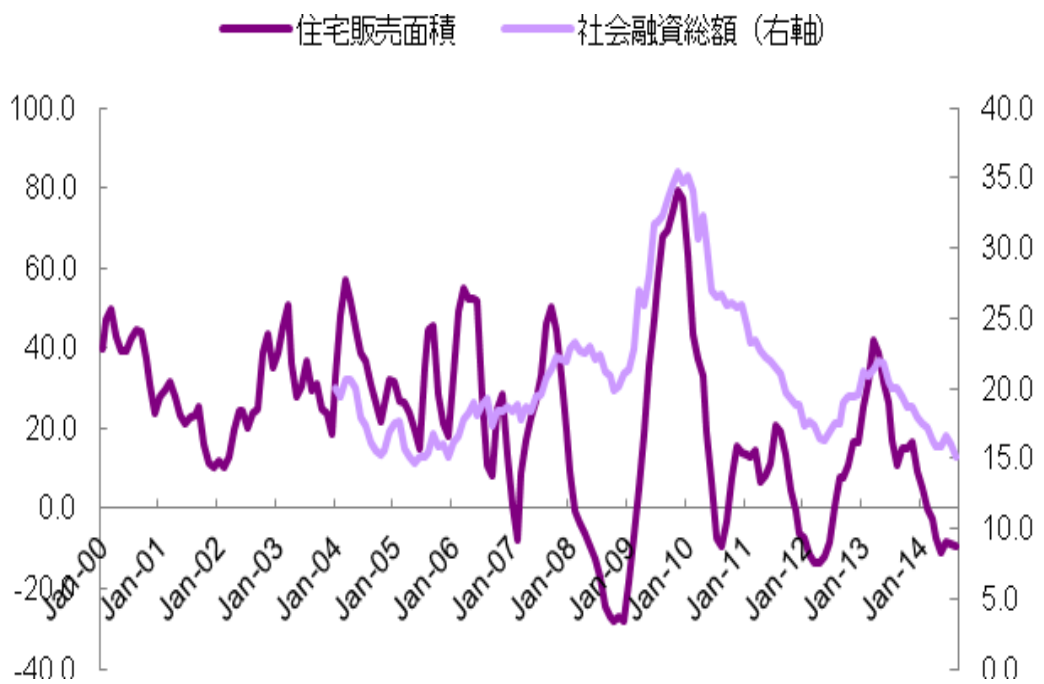
それは2008年にリーマンショックの対策として実施された4兆元の景気刺激策である。これによって中国にはインフラ整備や都市開発が加速し、不動産会社、地方投資プラットフォーム、鉄鋼会社など過剰投資を引き起こした。しかし、その後、投資効率の低下が顕在化になった。

図表 3－1：鉱工業生産と粗鋼生産量と発電量（前年同期比%）



資料：中国統計局、WIND

図表 3－2：住宅販売面積と社会融資総額（前年同期比%）



資料：中国統計局、WIND

この時期に、政府は準備率の引き上げなどを通じて金融引き締めに転じた。ところが、実体経済の側での資金需要は拡大していた。それにもかかわらず金融引き締めが行われたのである。これによって、資金の需給ギャップが拡大した。このギャップを埋める新たな資金調達手段として活用されたのが、規制の緩いオフバランスの取引はシャドーバンキングである。

中国シャドーバンキングはほぼ銀行を通して行われたものである。中国でシャドーバンキングが発展した理由は、銀行側の政府による規制を回避する行動にある。すなわち中国の金融は、預金金利の上限規制、法定預金準備率の規制と預金貸出比率の規制の下にある。この規制の中にあっては、資金需給のギャップの中にあって、資金の潜在的な借り手が正規のルートを通じて資金調達できない状況が生じていた。

図表 3－3：中国シャドーバンキングの規模

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
理財商品規模（億元）	-	17000	28000	45900	71000	102100
前年同期比（%）			***64.7***	***63.9***	***54.6***	***43.8***
銀信合作（億元）	-	-	16605	16709	20303	21852
前年同期比（%）				***0.6***	***21.5***	***7.6***
銀証合作（億元）	-	-	-	2818	18900	52000
前年同期比（%）					***570.5***	***175.1***
銀行同業純資産（億元）	43160	53892	78704	94384	128388	150044
前年同期比（%）		***24.8***	***46.0***	***19.9***	***36.0***	***16.8***

資料：銀行業監督管理委員会、信託業協会、証券業協会、WIND

中国の金融システムは 30 年間の市場改革を経験したにもかかわらず、大半の金融機関は政府機関であり、基準金利は依然として中国人民銀行が決定し、政府が資金分配に対して影響力をもっている。現状では、金利の市場化は遅れている。

政府によるさまざまな金融規制と金利の自由化の遅れの中で、銀行システムの外で旺盛な資金需要と供給が生まれていた。とりわけ、正規の銀行システムの金利、中でも実質貸出金利が抑制されているため、貸出に対する過度の需要が発生していた。

これによって、銀行貸出の分配に対し、国が影響力を使う余地が生まれる。一般的に、国有企業、政府傘下の機関（主に地方政府の融資プラットフォーム）、その他の大企業にとって有利である。小企業や民間企業はリスクが高いため、銀行もこうした融資は回避し、国有企業や地方プラットフォームに融資する志向である。このことは、国有企業や地方プラットフォームは経営安定的で、融資担保できる優良資産を持っていて、いざとしたら政府の暗黙的な信用担保があることを意味する。

これに対し、中小企業は貸出の対象から排除されている。担保できる資産がなくて、リスクも高いわけで、銀行の融資対象の外で、民間から高い利子率で融資するケースが多い。

以上、中国においてシャドーバンキングが拡大した要因は、第 1 に、リーマンショック後の世界的な金融危機に対応する対応するための巨額の景気刺激策とこれにもとづくバブルの発生とバブルを収束されるための金融引締め政策、という政策的な要因がある。第 2 に、金融引締め政策にもにもかかわらず旺盛な資金需要があり、資金の需給ギャップが生じていたこと、第 3 にこうした資金の需給ギャップには制度的な原因、すなわち金融改革

の立ち遅れ。金利の市場化の遅れであり、具体的には預金金利の上限規制、法定預金準備率の規制と預金貸出比率の規制であったこと、第四に、貸出需要の過剰な状態は、銀行が国有企業や政府関連機関に貸し出しを行い、中小企業への貸し出しを避ける事態を生んでいたこと、である。

第 2 節　中国におけるシャドーバンキングの特徴と合理性

先進国においては、シャドーバンキングは、バブルの後半に拡大し、バブルの崩壊期にその引き金の軸の一つになったと言われている。この場合、先進国のシャドーバンキングの特徴としては、① 銀行以外の金融機関によって支配されること、②証券化業務を中心にしていること、③レバレッジ比率が高いこと、④ホールセール資金調達を中心に依存していること、⑤購入者は機関投資家が中心にしていること、が上げられる。

しかし、中国シャドーバンキングが先進国と違っているのは、中国ではシャドーバンキングが本質的に商業銀行によって支配されていることである。また中国のシャドーバンキングでは、先進国のような複雑な証券化商品および関連製品はないといえる。また低いレバレッジ比率も低い。そして先進国のようなホールセールではなく小売チャネルを通じて（製品を住民や企業に販売する）融資する。また購入するのは主にリテール顧客である。

他方、中国のシャドーバンキングと先進国のシャドーバンキングとの共通点は：両方が満期転換と流動性転換を持っていること、つまり、流動性が欠如している長期資産と流動性がある短期負債を統一したものになっていることである。これによってより規制を受けることが少なくなり、強いアービトラージ（裁定取引規制）動機が生まれる。しかし、双方が預金保険を享受しておらず、最後の貸し手が不足しているため、保護が脆弱でシステミック·リスクにつながる可能性がより高くなる。また、金融商品の分野としてはとしては、一定の類似性がある。例えば、米国の住宅と同様に、中国の不動産信託商品が発行されるなどが挙がられる。

これまで中国におけるシャドーバンキングの拡大の背景とシャドーバンキングの特徴を見てきた。中国のシャドーバンキングは、資金の需給ギャップを解決するという社会的な背景のもとに拡大してきた。以下、資金需給の問題との関連で、中国シャドーバンキングの生成と成長の合理性について考察する。

何よりも第 1 に、中国のシャドーバンキングは、中国に行ける金融改革の遅れによるさまざまな金融抑制の中で発生した一種の金融イノベーションの行動である。中国の金融シス

テムの立ち遅れという特殊な状況の中で生じた自生的な金融改革と言える。

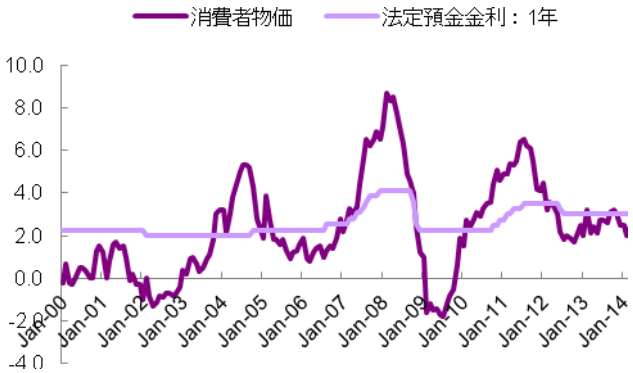
すなわち、シャドーバンキングによって、伝統的な金融サービスの限界を拡張し、政府よる金融抑圧を緩和し、貯蓄と金融システムの資源配分を効率かさせ、貯蓄から投資への変換能力を向上させ、投資を増やすのに役立つ。金融商品の収益率が基準利子率より高くなることで、投資家に新たな選択肢を提供する。

第 2 に、中国は金利の市場化のプロセスを促進することを余儀なくされている。中国の信用市場の価格は公的規制と市場との 2 つトラックシステムがあり、将来的には、利子率市場化の改革を推進する方向で統一されていくであろう。シャドーバンキングの活動は、ある意味では、金利の市場化という金融改革を先取りした面もある。また、政府は金融市場にある市場細分化とねじれた市場全体の流動性と深さを改善し促進するためだけではなく、独立した監督機関を整理統合しつつある。さらに、資本の供給と需要を達成するために、中国金融市場の資金調達構造を改善し、直接金融の比率を向上させる。シャドーバンキングの役割は、こうした方向性に矛盾するものではない。

この間、中国政府はマクロ政策の方向を頻繁に変更してきている。このため、政策の変更による実体経済の変化を正確に把握しないうちに、シャドーバンキングが企業に必要な流動性バッファーを提供することになり、この点でシャドーバンキングがある程度の下で政策ショックを緩和する役割を果たしている。しかしながら、政府のマクロコントロールにとっては、シャドーバンキングの活動は、大きな課題である。

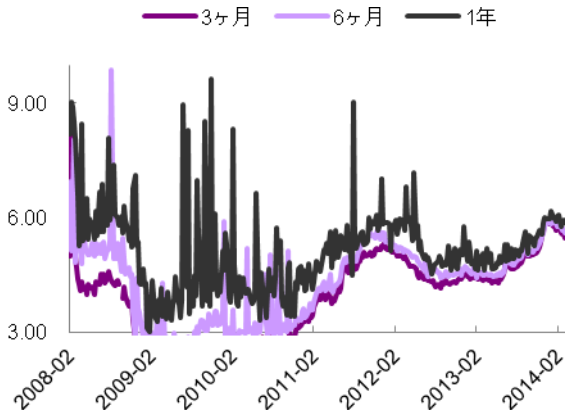
以上、中国のシャドーバンキングが銀行の非正規的な活動という特徴を持ちつつも、中国の金融システムに対する攪乱要因として存在するのではなく、中国の金融改革の中での一種の金融イノベーションであり、金利の市場化という金融改革の方向性に沿っており、中国政府の目まぐるしい政策変更を緩和する機能があったことを見てきた。

図表 3－4：消費者物価と法定 1 年期の預金金利（%）



資料：中国統計局、WIND

図表 3－5：理財商品収益率（%）



資料：WIND

第 3 節　シャドーバンキングのリスク問題

中国のシャドーバンキングの特徴と合理性を考察したが、中国のシャドーバンキングにリスク問題が存在する。最後に中国のシャドーバンキングのリスク問題を考察する。リスク問題で特に重要なのは、満期ミスマッチが流動性リスクを引き起こす、という問題である。

中国シャドーバンキングが直面している主なリスクは、ミスマッチ問題である。基本的な枠組みは以下のようである。すなわち、負債側には、商業銀行の預金の熾烈な競争や預金貸出比率の規制が原因で、理財商品は短期化している。資産側は、より高い利子率を得

るためには長期的なプロジェクトに投資することが多くなる。

これが、満期のミスマッチの問題である。高い率のリターンを得て資産サイドの安定性を確保するためには、シャドーバンキングは、スクロールを発行した短期金融商品に依存しなければならない。このようにして周期的な流動性圧力に起因とする期間ミスマッチに対処する。しかし、古い金融商品の有効期限が切れた時に、新しい金融商品を大量に発行できるとは限らない。銀行側は、緊急の負債に依存することで長期的なプロジェクトに対し金融商品を販売し対応しなければならない。そのプロセスの中で、シャドーバンキングシステムは大きな損失を被るであろう。

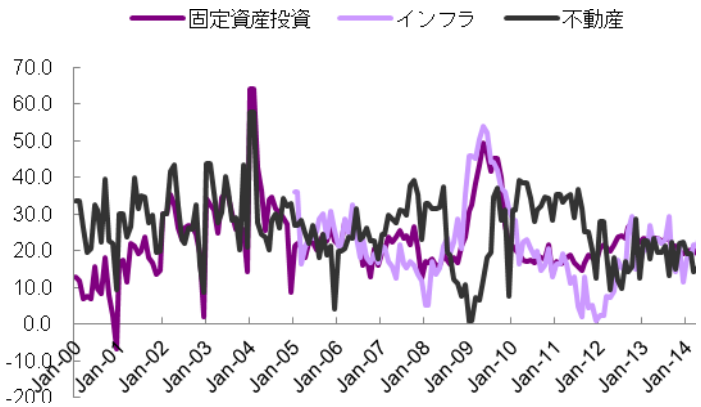
「資金プール」理財業務はさらに銀行システムのミスマッチを拡大している。「資金プール」というのは、商業銀行がさまざまな異なる満期、異なる種類の投資資金を資産プールにインポートして、異なるリスク異なる満期の信託スキーム、債券、株式ファンドに投資することである。

資金プールは主に SIV に似て、商業銀行のバランスシート外で管理されている。資金プールや SIV は、ブームがあった時に商業銀行にたくさん利益をもたらすことができるが、期間ミスマッチのリスクに直面している。一旦損すると、投資家または SIV の購買者の自信が弱くなる。新たな金融商品を発行できなくて、デフォルトを回避するために、銀行側は長期資産の売却が強制される。それによって、資産プールの販売または SIV が低下することにより、金融サービスを弱体化する。投資家の信頼がより一層悪化し、悪循環に陥れる恐れがある。

もう一つの大きな問題は、クレジット·デフォルト·リスクである。シャドーバンキングの関連商品は、一般的に収益率が高い。だたし、高い収益率が維持できなければ、クレジット·デフォルトが発生する可能性がある。今のところ、最も集中しているのは一般企業、インフラ投資、不動産業である。

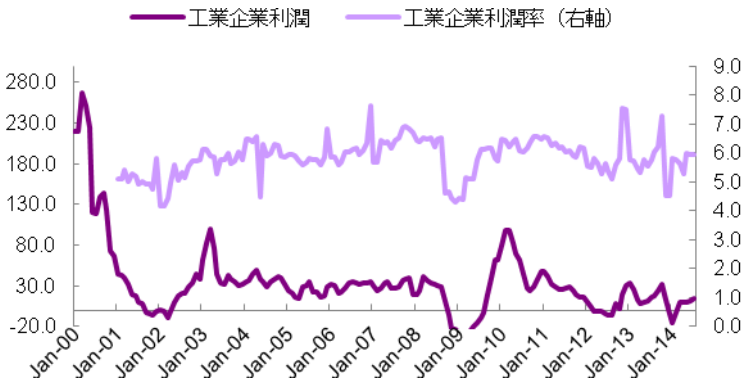
過剰生産は中国企業が直面する共通の問題である。過去 10 年間で、中国の多くの製造業は、高い投資率で巨大な生産能力を形成した。かつては、輸出により過剰投資を消化することができた。しかし、リーマンショックのために世界的な需要が縮小することにより、中国の大手企業が輸出に依存し続けることができなくなり、その結果、過剰投資を消化しにくくなっている。

図表 3－6：固定資産投資とインフラと不動産（前年同期比%）



資料：中国統計局、WIND

図表 3－7：工業企業利潤（前年同期比%）と工業企業利潤率（%）



資料：中国統計局、WIND

現在中国では、鉄鋼やセメント、アルミなどの伝統産業が設備過剰問題に直面し、さらには太陽光発電、風力発電やその他の新興産業も過剰設備問題に苦しんでいる。過剰生産能力を押すことができないことで、必然的に利益率の低下につながる。このことが、場合によって、デフォルトに関連する商品は債務返済が難しくなる。

製造業が設備過剰に加え、中国のインフラ業界も今後余剰生産能力問題に直面する可能性が高い。この分野の関連企業の収益は、貸出金の元本および利息をカバーすることができなくなる。先にも触れたように、リーマンショック後の 4 兆元の景気刺激策の背景の下で、中国ではインフラ投資ラッシュであり、少なくとも一部の地域では、あまりにもはるか先のインフラのペースでさまざまなプロジェクトが実行された。

現在、中国政府は不動産のコントロールを継続している。今後長期にわたって、不動産のコントロール措置は継続することが予想される。大幅緩和はありません期待できない状況である。こうした中で多くの中小不動産会社は、資金切れによる倒産、またはフローを得るために土地や不動産の売却する可能性がある。

要約すると、中国の経済成長率が潜在的な景気減速で、中国の製造業は過剰生産に直面し、中国でのインフラの利用率の不足の問題に直面するであろう。中国の不動産市場では、負債側は、高い利回りが今後ますます困難になり、クレジット·デフォルトに直面するだろう。そして、投資家の信頼を損なった場合には、今後、新たな資金調達のサイズを小さくする可能性があり、このことで満期ミスマッチ問題を深刻化させることにより、さらにマイナスの影響を誘発する。

以上、中国のシャドーマンキング問題は、満期のミスマッチ問題、実体経済における過剰設備問題、中国政府の不動産業に対する政策などによるクレジットデフォルト問題を抱えていると言える。

結　語

本稿の課題は、中国の金融改革を社会主義政権との関係で考察することにある。そして、結論は、社会主義的な統制の中での金融改革の問題は、資金の供給問題に表れているということである。また、中国のシャドーバンキング（影子銀行)問題は、社会主義政権下での金融改革の限界と今後の金融改革へ向けての前向きの試みとの二つの顔を持った試みと言える。

社会主義政権下での中国の経済改革の意義については、必ずしも明確になっていない。今後の中国がどこへ向かうのかは本稿には大きすぎるテーマであり、方向性に関する結論も得ていない。しかし、この問題を分析するために必要なことは、社会主義政権下での経済改革であるということである。

社会主義政権下での市場化の政策は、従来は社会主義市場経済として、扱われてきていいる。しかし、それは社会主義の経済運営の一部に市場経済を導入する、ということであった。ロシア革命後の混乱期の 1921 年、レーニンは）Novaya Ekonomicheskaya Politika（通称ネップ NEP「新経済政」）を発表する。戦争と革命で荒廃した国民経済を立て直すために一定規模の市場経済を認める方針をとったことに始まる。社会主義としては後退であるが、この「後退」が国民経済の建設としては必要であると考えられたのである。市場経済はあくまでも本来の社会主義ではないという理解であった。

中国もまた､大躍進や文化大革命において､社会主義的な国民経済の建設が挫折すると、中央集権的な政府による資源配分よりも､市場の資源配分の合理性を期待するようになる。社会主義市場経済の採用である。

しかし、現在の中国の経済改革は、政治は社会主義、経済は資本主義の 2 分化の政策として理解されている。現に中国は社会主義国家であるが、巨万の富を得る資本家も多数登場し、貧しい労働者大衆も存在する。経済は資本主義、というのは現実の中国経済を指していると言って過言ではない。

しかし、中国の経済改革は、政府が主導しつつ行われている。欧米の資本主義経済は、重商主義や機械制大工業の発展などによって自生的に形成され、市民革命を経て資本主義に適合した政治体制を作り出している。

中国の場合はこれとは異なる。抗日戦線と国共内戦の後で成立した中華人民共和国は、ソ連型の中央集権的な社会主義国家として形成され、中ソ対立を経て、文化大革命の終了後の改革開放路線がはじまる。これもまた、社会主義政権による経済の統制を前提とした

市場経済化であり資本主義かである。

市場経済化は社会主義政権が主導して行い、市場経済化したとしても常に政府のコントロール下にあるものとしての「市場経済化」であり、「資本主義化」である。これが本稿の基本的な分析視点であった。現在、中国経済の成長が鈍化しつつある中で、先進資本主義国は、中国に構造改革を求めている。規制を緩和して市場の競争に任せる構造改革が求められている。これまでの研究もまた中国の金融改革が、先進資本主義国を目指したものであるとこを想定している。本稿の視点はこれとは異なる。

ソ連および東欧社会主義の崩壊は急激な改革が政治体制の崩壊につながるということであり、中国は、この教訓を踏まえて、徹底した漸進主義の改革を進めている。改革は遅いし、政府主導であり、自由主義市場への移行も、政府のコントロールが可能な範囲で行われている。こうした方向性は、今後も変わらないと思われる。これが本稿の問題関心とする社会主義的な管理された市場経済化である。

この方向性は必ずしもマイナスばかりではない。1980年代以降の資本主義における市場信仰が、自由競争を激化させ、格差問題と金融危機をもたらしたとされている。市場経済化を図りながら、政府のコントロールの機能を重視する方向性は、選択肢の一つと言える。

とはいえ、中国の金融改革は、現実には多くの問題を抱えている。金融改革の中心にある人民銀行は、「独立性」は認められているが、国務院以外の機関からの独立性である。国務院は中央政府の最高の行政機関であり、したがって人民銀行の独立性は現実的には地方政府からの独立性であり、また常に国務院の指導を仰ぐ立場にある。つまり、人民銀行は政府の組織であり、人民銀行の政策は政府の政策であり、先進国に見られるような中央銀行と政府との金融政策をめぐる緊張関係は、中国にはない。

本稿で見てきたように、中国金融の歪みは、現在は資金調達問題に象徴的に表れている。資金調達問題は、中国経済のバブルともつながり、中国のバブルは実体経済をゆがめ、危機を内包したものになっている。

中国の金融にとって、現実的に最も難しい問題は、資金調達の問題である。中国の現状は、民間企業、特に中小企業はより高価な融資によって資金を受けなければならない。中小企業の資金調達は中国の金融問題を代表する問題でもある。

中国は貯蓄率が高い国であり、したがって、資金は豊富にあるので、本来は企業の金利は高すぎることはないはずである。しかし、本稿でその原因分析をしたように、現実には、中国企業の資金調達のコストが高くて、資金調達も難しい。

なにより中国では金利の自由化が不十分であり、このことが銀行の既得権益となる。すなわち銀行の利潤率は非常に高くなっている。これが銀行の利子率の高さに反映している。また、中国では担保制度の不備から、銀行は貸付の際に担保率を低く抑え、他の企業からの担保を強要することもしばしばある。これは、企業倒産の連鎖を生む可能性があり、銀行システムそのもののリスクを増大させている。

リスク意識が強化すること自体は良いが、このことが直接・間接的に資金調達コストの増加につながり、現実の経済発展を阻害している。このため、企業は銀行以外からの与信を求めるようになった。

一般企業の資金不足は、不動産やほとんどが政府事業であるプラットフォームへの資金の集中ということからも生じる。このことが民間企業への貸出金利を上昇させる。また、本稿で論じたように、銀行の預金貸出管理指標の制度などが、銀行自らをシャドーバンキングという抜け道に向かわせることとなった。

こうした、中国金融の歪みは、金融と実体経済を乖離させ、金融バブルを生んでいる。現に、今の中国では、企業は実際には生産に投入するよりも、資産の価値を増やすために、金融資産を購入している。資産価格の急騰が実体経済の金融化につながり資産バブルを加速している。

シャドーバンキングは、日本におけるバブルの崩壊や、アメリカにおけるいわゆるリーマンショックの際に、金融危機の大きな混乱要因になったと受け止められている。とはいえ、本稿で見てきたように、中国の金融システムの独自性の故に、中国のシャドーバンキングは、リスク問題だけではなく、中国の金融システムに対して、合理的な面も持つと考える。すなわち、多くのリスクを孕みつつも、そのほとんどが銀行によって運営され、中国の金融システムを補完するものとして機能し、かつ金利の自由化の促進をはじめとする中国の金融改革を先行する試みとしての意義も持っているのである。

本稿では、社会主義政府が行う市場主義化や資本主義化を金融の自由化、とりわけ資金需給問題を中心に分析していた。本稿では、中国では、資本主義的な自由化ことは異なる社会主義的な統制の中での市場経済化が行われるものと予想しているが、中国の市場改革と社会主義との関係は明確ではない。今後とも、金融を中心に中国の経済改革の動向を分析していきたい。

参考文献

日本語文献

員要鋒［2013］、『中国型金融制度』、創土社。

小川英治責任編集［2013］、『中国資本市場の現状と課題』、財経詳報社。

奥山忠信［1999］、『富としての貨幣』、名著出版。

［2013］、『貨幣理論の現代的課題-国際通貨の現状と展望』、社会評論社。

関志雄［1998］、『最新中国経済入門』、東洋経済新報社。

金融制度研究会［1960］、『中国の金融制度』日本評論新社。

黄益平・常健・楊霊修［2012］、「シャドーバンキングは中国版サブプライム・ローン問題を引き起こすか」、野村財団『季刊中国資本市場研究』2012 年夏号。

古賀義雄［2012］、『中国金融市場論』、晃洋書房。

斎藤尚登［2014］、「中国地方政府債務問題とシャドーバンキング問題」、大和総研 HP。

柴田聡・長谷川貴弘［2012］、『中国共産党の経済政策』、講談社現代新書。

清遠随［2000］「1950-1990 年代の中国金融」，法政大学比較経済研究所『近現代アジア比較数量経済分析;3』。

関根栄一［2013］、「中国の地方債務をどのように捉えるべきなのか」、野村資本市場研究所 HP。

孫瑩［2009］「新旧中国の銀行制度の変遷から見た貸出審査体制の脆弱性」名城大学『名城論叢』第 9 巻第 4 号。

張秋華［2012］、『中国の金融システム』、日本経済新聞社、2012 年。

童適平［2013］、『中国の金融制度』、勁草書房、2013 年。

藤本昭編［1995］『ポスト鄧小平体制の中国』、日本振興会。

本澤実［2009］、『国際金融システムの再構築』、御茶の水書房。

丸川知雄［2013］、『現代中国経済』、有斐閣。

三浦有史・佐野淳也［2013］、「シャドーバンキングが映しだす中国の構造問題」、日本総研 HP。

中国語文献

謝平［1992］、『中国的金融深化与金融改革』、天津人民出版社。

洪葭管［1993］、『中国金融史』、西南財経大学出版社。

秦池江等［1993］『金融体制変遷与松緊転換』、中国財政経済出版社。

謝平［1996］、『中国金融制度的選択』、上海遠東出版社。

易綱［1996］、「中国金融資産結構分析及政策含義」、『経済研究』、1996 年第 12 期。

黄達［1998］、『黄達文選』、山西人民出版社。

呉暁霊［1998］、『新一輪改革中的中国金融』、天津人民出版社。

戴相龍主編［1998］、『中国人民銀行五十年』、中国金融出版社。

于良春和鞠源［1999］、「壟断与競争:中国銀行業的改革和発展」、『経済研究』、1999 年第 8 期。

陸磊［2001］、「市場結構和価格管制:対中国利率市場化的評析」、『金融研究』、2001 年第 4 期。

易綱･趙先信［2001］、「中国的銀行競争:機構拡張、工具創新与産権改革」、2009 年第 1 期。

趙旭［2002］、「従信貸市場結構看金融脆弱性与銀行競争的関係」、『経済科学』、2002 年第 3 期。

周英章･蔣振声［2002］、「貨幣渠道、信用渠道与貨幣政策有効性」、『金融研究』、2002 年第 9 期。

洪葭管［2005］、『中央銀行史料』、中国金融出版社、2005 年。

史代敏･宋艶［2005］、「居民家庭金融資産選択的実証研究」、『統計研究』、2005 年第 10 期。

蔡暁鈺･蔡暁東［2005］、「関与金融仲介理論的歴史演進及述評」、『当代経済管理』、2005 年第 27 巻第 1 期。

文炳勛［2006］、「新中国金融体制的歴史演進」、『中国党史研究』、2006 年第 4 期。

王馨［2006］、「中国銀行競争効率分析」、『金融研究』、2006 年第 12 期。

呉暁霊［2008］、『中国金融体制改革 30 年回顧与展望』、人民出版社。

周小川［2008］、『系統性的体制転変』、中国金融出版社。

謝旭人主編［2008］、『中国財政改革三十年』、中国財政経済出版社。

宋士雲［2008］、『中国銀行業市場化改革的歴史考察』、人民出版社。

賈康、孟艶［2009］、「政策性金融何去何従：必要性、困難与出路」、『財政研究』、2009 年第三期。

易綱［2009］、『中国金融改革思考録』、商務印書館。

易綱［2009］、「中国改革開放三十年的利率市場化進程」、『金融研究』、2009 年第 1 期。

袁増霆･王増武［2009］、「銀行理財業務遭遇成長的煩悩」、『当代金融家』、2009 年第 9 期。
許偉･陳斌開［2009］、「銀行信貸与中国経済波動」、『経済学』、2009 年第 8 巻。
周莉萍［2010］、「影子銀行体系:運行機制与発展」、中国社会科学院金融研究所論壇、2010 年 9 月 6 日。
劉鴻儒［2010］、「中国金融体制改革的ヌ艮難探索」、『中国金融』、2010 年第 19－20 期。
王雪･孫建坤［2010］、「商業銀行資産池理財業務探析」、『銀行家』、2013 年第 9 期。
董得志［2011］、『投資交易筆記:2002-2010 年中国債券市場研究向回眸』、経済科学出版社。
余永定［2011］、「社会融資総量与貨幣政策的中間目標」、Policy Brief No.2011.044。
李揚［2011］、「影子銀行体系発展与金融創新」、『中国金融』、2011 年 12 期。
李波・伍戈［2011］、「影子銀行的信用創造功能及其対貨幣政策的挑戦」、『金融研究』、2011 年 12 期。
巴曙松･陳華良･王超［2011］、『2011 年中国資産管理行業発展報告』、中国人民大学出版社、。
許友伝［2011］、「資本約束下的銀行資本調整与風険行為」、『経済評論』、2011 年第 1 期。
巴曙松･陳華良･王超［2012］、『2012 年中国資産管理行業発展報告』、中国人民大学出版社。
隋平［2012］、『逍遥法外:金融危機後的影子銀行監管』、中国政法大学出版社。
唐紅娟［2012］、『影子銀行体系:功能、脆弱性与監管改革』、知識産権出版社。
李維安･王倩［2012］、「監管約束下我国商業銀行資本増長与融資行為」、『金融研究』、2012 年第 7 期。
張宗益･呉恒宇･呉俊［2012］、「商業銀行価格競争与風険行為関係」、『金融研究』、2012 年第 7 期。
周莉萍［2013］、『影子銀行体系:自由銀行業的回帰?』、社会科学文献出版社。
張化橋［2013］、『影子銀行内幕:下一個次貸危機的源頭』、機械工業出版社。
陳思翀［2013］、「中国信託業的特徴和風険」、『国際経済評論』、2013 年第 3 期。
殷剣峰･王増武［2013］、『影子銀行与銀行的影子』、社会科学文献出版社。
鄭聯盛・張明［2013］、「中国銀行同業業務：現状、類型、風険与応対」、Working Paper No.2014W11。
郭春松［2013］、『金融危機、影子銀行与中国銀行業発展研究』、経済管理出版社。
張明［2013］、「中国影子銀行：界定、成因、風険与対策」、『国際経済評論』、2013 年第 3 期。
劉東民［2013］、「中国城投債：特徴、風険与監管」、『国際経済評論』、2013 年第 3 期。

肖立晟［2013］、「人民元理財産品：概況、運作、風険与監管」、『国際経済評論』、2013 年第 3 期。

唐紅娟［2014］、『影子銀行体系金融創新功能研究』、中国社会科学出版社。

曹鳳岐･楊楽［2014］、「銀行信貸調配与区域経済増長」、『金融研究』、2014 年第 6 期。

劉卓哲［2014］、「剛兌何難」、『財経新世紀』、2014 年第 4 期。

中国人民銀行貨幣政策分析小组［2014］、「中国貨幣政策執行报告、2014 年第二季度」、2014 年。

巴曙松［2014］、「三中全会後中国金融改革戦略与趨勢展望」、『金融市場研究』、2014.01。

張斌［2014］、「中国経済転型総合症」、『国際経済評論』、2014 年第 4 期。

閻慶民・李建華［2014］、『中国影子銀行監管研究』、中国人民大学出版社。

高海紅・高蓓［2014］、「中国影子銀行与金融改革：以銀証合作為例」、『国際経済評論』、2014 年第 2 期。

鄭智［2014］、『中国資産管理行業発展報告』、社会科学文献出版社。

巴曙松･劉少杰･陽倓［2014］、『2014 年中国資産管理行業発展報告』、中国人民大学出版社、2014 年。

武志［2014］、『中国経済転軌中的金融発展』、科学出版社。

鄭智［2015］、『中国資産管理行業発展報告』、社会科学文献出版社。

李俊霞･鐘偉［2015］、『影子銀行体系』、中国金融出版社。

中国人民銀行貨幣政策分析小组（各年）、「中国貨幣政策執行报告」、中国人民銀行 HP。